

ディスクロージャー誌 Disclosure 2025



島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
島観連許諾第8770号

日御碕灯台

心 ふれあい 親・近・感
島根中央信用金庫

〒693-0001 島根県出雲市今市町252-1
TEL (0853)20-1000
<https://www.shimanechuuou.co.jp/>

心 ふれあい 親・近・感
島根中央信用金庫



当金庫の概要

(2025年3月末現在)

創 立	昭和23年9月18日
本 店	出雲市今市町252番地1
店 舗 数	21店舗(本店1、支店19、出張所1)
出 資 金	19億48百万円
預金・積金	2,938億円
貸 出 金	1,736億円
会 員 数	26,369名
常勤役員数	226名



島根中央信用金庫本店



CONTENTS

ごあいさつ	1
中央しんと地域とのつながり	2
・経営理念	
・沿革	
2024年度の業績ハイライト	4
トピックス	7
人的資本経営への取組みについて	8
当金庫独自の中小企業支援策	12
デジタル化推進への取組み	14
SDGs宣言への取組み	15
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 ..	16
お客さま本位の業務運営への取組み	18
「経営者保証に関するガイドライン」への取組み	20
内部管理態勢の整備	22
・経営管理(ガバナンス)態勢	
・内部統制基本方針の概要	
・リスク管理態勢	
・コンプライアンス態勢	
・マネー・ローダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止態勢	
・反社会的勢力に対する基本方針	
・カスタマーハラスメントに対する基本方針	
・金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)への対応	
総代会について	27
役員・会計監査人・組織	29
金庫の主要な事業の内容	30
主な手数料一覧表	34
店舗一覧	35



ごあいさつ



平素より、島根中央信用金庫に対しまして、格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

本年も、当金庫の活動と経営内容をより深くご理解頂くために、2024年度のディスクロージャー誌を作成いたしましたのでご高覧いただきますようお願い申し上げます。

2024年度の我が国経済は、堅調な設備投資や個人消費の持ち直しを背景に緩やかな回復が続き、企業収益が高水準で推移するなか、春闘賃上げ率が33年ぶりに5%台を記録するなど、経済の好循環に向けて推移しました。日経平均株価は、2024年3月に初の4万円台乗せを果たした後、8月には 史上最大の上げ幅と下げ幅を記録するなど大きな動きもありましたが、年間を通しては3万円台後半での堅調な推移となりました。

当金庫を取り巻く金融環境は、日銀が17年ぶりに利上げに踏み切ったことで5月には長期国債利回りが11年ぶりに1%に到達し、その後、年度末近くには再利上げを織り込む形で1%台半ばに上昇し、長きにわたった低金利時代が終焉し「金利のある世界」が再来しました。

このような経営環境ではありましたが、当金庫は地域に根差した金融機関として、「収益性基盤の強化」、「健全性基盤の強化」、「人財の育成」を骨子とする第6次中期経営計画に基づき、顧客利便性の向上や地域の活性化に資するべく、6月に江津支店をJR江津駅の隣接地に新築移転オープンしました。また、県内事業者の販路拡大や県産品のPRを目的に、11月に島根県と県内3信金の合同で「島根県内3信用金庫ビジネスフェア・島根県産品展示商談会2024」を開催しました。

また、当金庫では積極的な若手採用、人材育成、働きやすい職場づくりに努め、厚生労働省の「ユースエール認定」(2年連続)、「えるぼし(2つ星)」を取得、経済産業省の「健康経営優良法人 2025(中小規模法人部門)」に2年連続認定、島根県の「こころカンパニー」、「しまね女性の応援企業」、「しまねイクボスネットワーク」、出雲市の「出雲市イクボス宣言企業」に認定・登録されました。

これらの取り組みを地域の皆様にご理解いただいたことで、当金庫の預金積金の期末残高は、2,938億円と12期連続で増加し、貸出金も1,736億円に伸長した結果、売上高に当たる経常収益は79億34百万円、金融機関として最も中核的な利益を表わすコア業務純益(投資信託解約損益除く)は13億28百万円、当期純利益は9億21百万円となり、増収増益となりました。これを受け、剰余金処分において配当を0.3%引き上げ、1.5%から1.8%とすることとしました。

これもひとえに地域の皆様方の温かいご支援の賜物であり、役職員一同心より感謝申し上げます。

2025年度は第7次中期経営計画の初年度であり、引き続き、お客様の利便性向上、更なる業務の効率化や収益力の強化を図り、地元の預金を地元の方々への融資で還元していく持続可能なビジネスモデルの強化に努めてまいりますので、変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2025 年 6 月

島根中央信用金庫

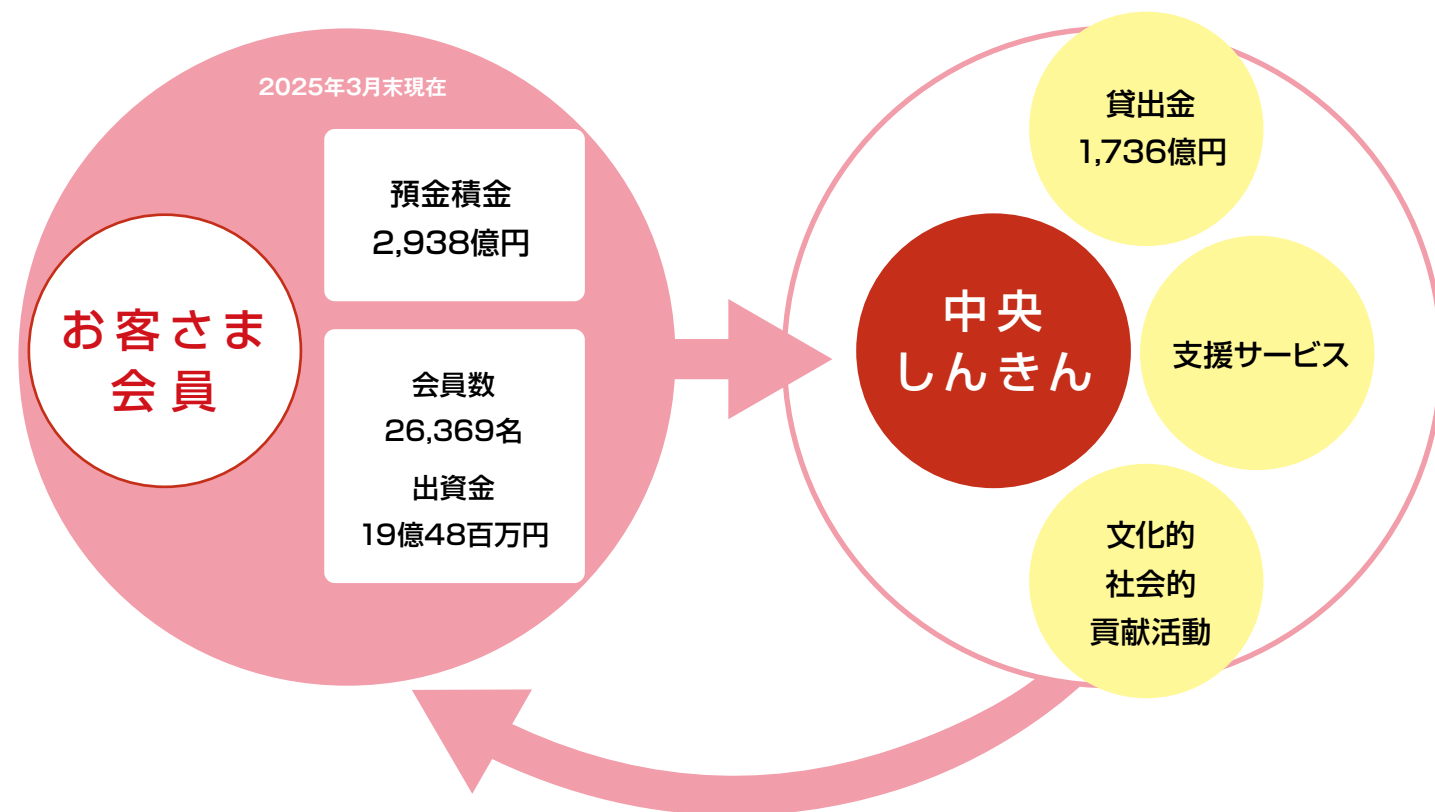
理事長 福間 均

1. 中央しんきんと地域とのつながり

2025年3月末現在

当金庫は、地域の事業者や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助型の金融機関です。

お客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)をもとに、地域で資金を必要とされるお客さまにご融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



ご預金について

当金庫は、お客さまの財産形成のお手伝いをするため、目的に応じた各種預金を取り揃えております。また、時代に即した新商品の開発、サービスの提供に向けて努力しております。

ご融資について

当金庫は、地域のお客さまの様々な資金ニーズにお応えするため事業性融資をはじめ、個人向け各種ローンをご用意し、地元の事業者の更なる発展・育成、及び生活向上のために、円滑な資金提供を心掛けております。

資金運用について (貸出金を除く)

お客さまからお預かりした預金の一部は、有価証券などで運用しております。運用にあたっては、適切なリスク管理のもと安全な運用に努めております。

中小企業の経営支援に 関する取組みについて

地域の中小企業、個人事業者のお客さまからの経営に関するご相談や創業・新分野への活動を支援するため、業務部法人支援課を中心に取組を強化しております。また、取引先の販路拡大のため、ビジネスマッチングへも取り組んでおります。(詳しくは、P12～をご参照下さい。)

文化的・社会的貢献活動

地域のための協同組織金融機関として「地元を愛し、愛される信用金庫」をめざし、様々な活動に取り組んでおります。(詳しくは、P7をご参照下さい。)

今期決算について

今年度の決算は、基礎的収益力の向上を背景に、引続き高水準の利益計上となりました。詳しくはP4～6をご参照ください。

経営理念

私たちは、次の3つを経営理念とし、信用金庫の社会的責任と公共的使命の達成に向けて、役職員の総力を結集してまいります。

地域貢献

地域社会の発展に貢献し、ともに成長する信用金庫を目指します。

貢献度は地域一番

信頼

健全経営を堅持し、信頼される信用金庫を目指します。

信頼度は地域一番

躍動感

職員の生活向上を図り、躍動感あふれる信用金庫を目指します。

好感度は地域一番

地元で確固たる存在感を示し、地元一番店として、
地元とともに成長し続ける信用金庫を目指します。

沿革

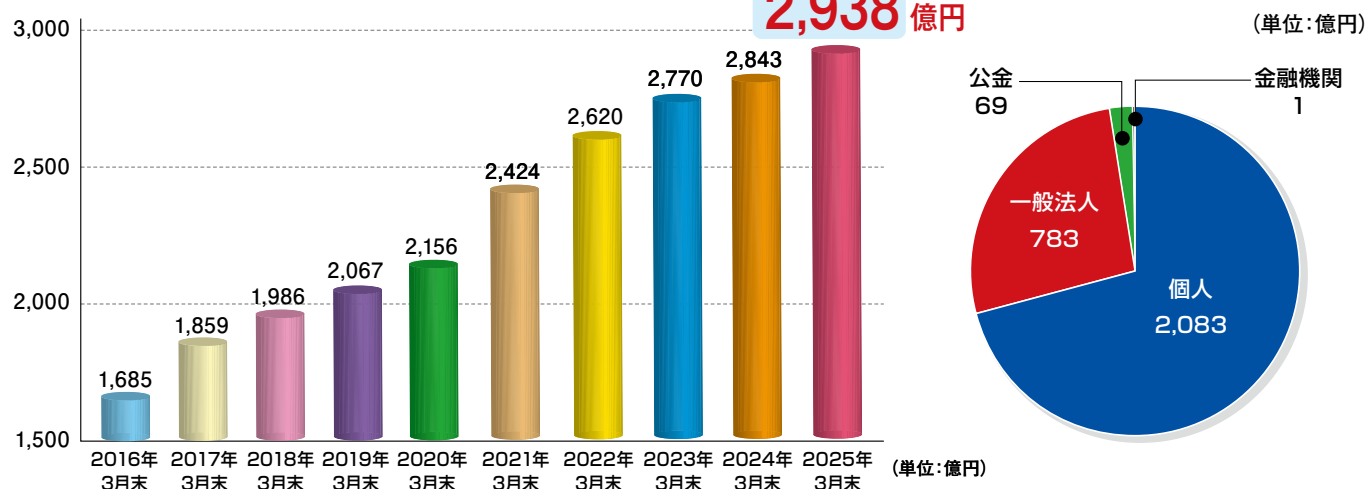
昭和23年 9月	川本商工業協同組合として設立
昭和23年 12月	大田商工業協同組合として設立
昭和24年 6月	出雲市商工業協同組合として設立
昭和25年 2月	川本信用組合、大田信用組合に改組
昭和25年 3月	出雲市信用組合に改組
昭和27年 5月	大田信用金庫に改組
昭和28年 5月	川本信用金庫に改組
昭和44年 8月	川本信用金庫と都野津信用組合が合併し、 島根中央信用金庫に改称
昭和49年 4月	島根中央信用金庫と大田信用金庫が合併し、 島根中央信用金庫を設立
昭和59年 10月	出雲市信用組合を出雲信用組合に改称
平成 6年 9月	出雲信用組合と大社信用組合、平田信用組合が合併
平成18年 11月	島根中央信用金庫と出雲信用組合が合併し、 新生島根中央信用金庫としてスタート
平成30年 9月	創立70周年を迎える

2. 2024年度の業績ハイライト

預金積金の状況

預金積金残高は、個人のお客さま、一般法人のお客さまからの預金共に順調に増加し、前期比95億19百万円増加(3.3%増)の2,938億92百万円となり、**おかげさまで過去最高の期末残高となりました。**

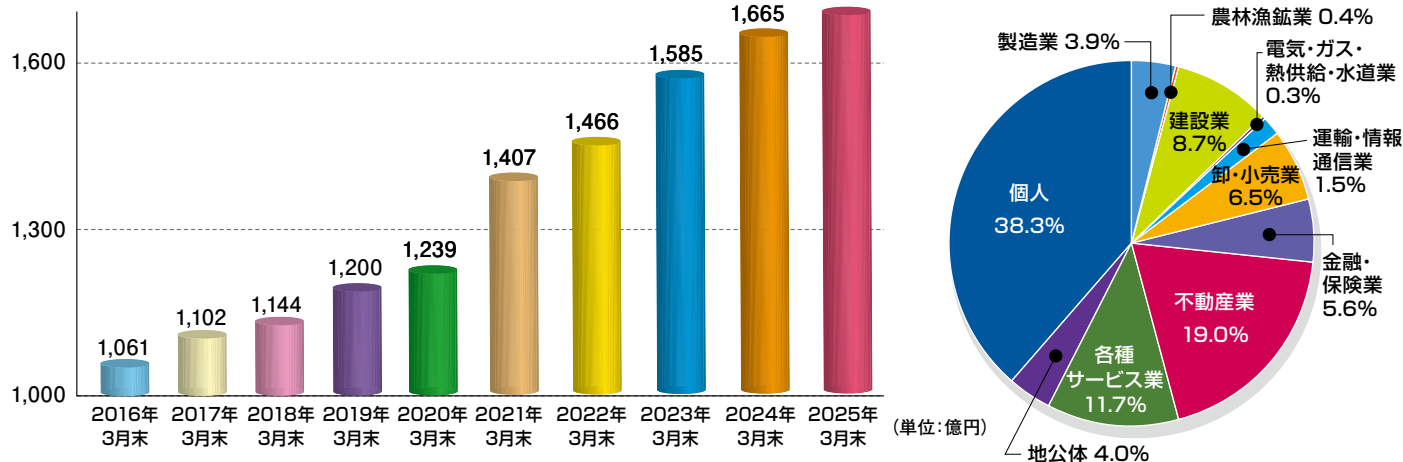
預金積金の推移



貸出金の状況

貸出金残高は、引き続き地域のお客さまの資金ニーズに積極的にお応えし、前期比71億46百万円増加(4.2%増)の1,736億57百万円となり、**おかげさまで過去最高の期末残高となりました。**

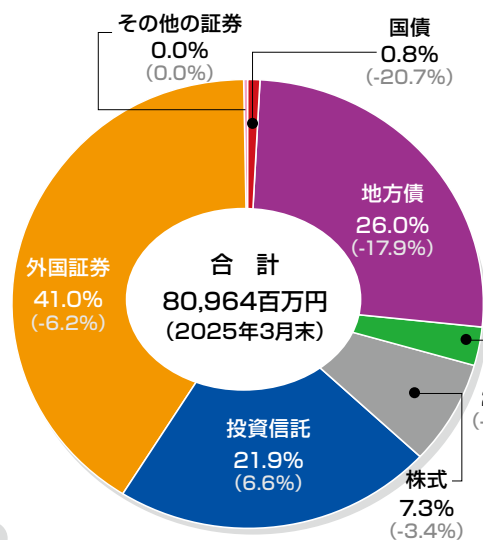
貸出金の推移



貸出金以外の運用状況

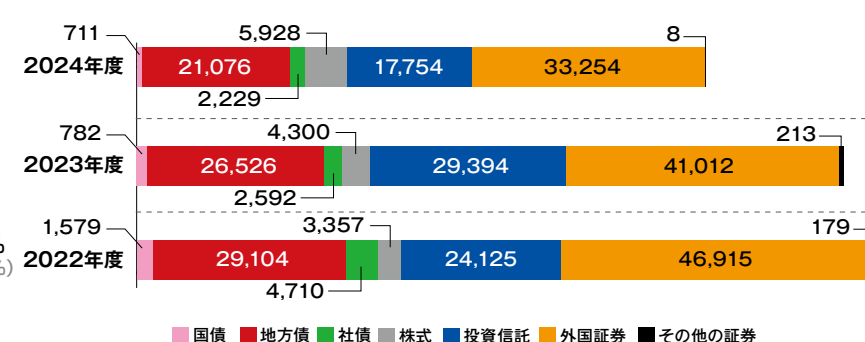
有価証券の構成割合

※()内は評価損益率を記載しております



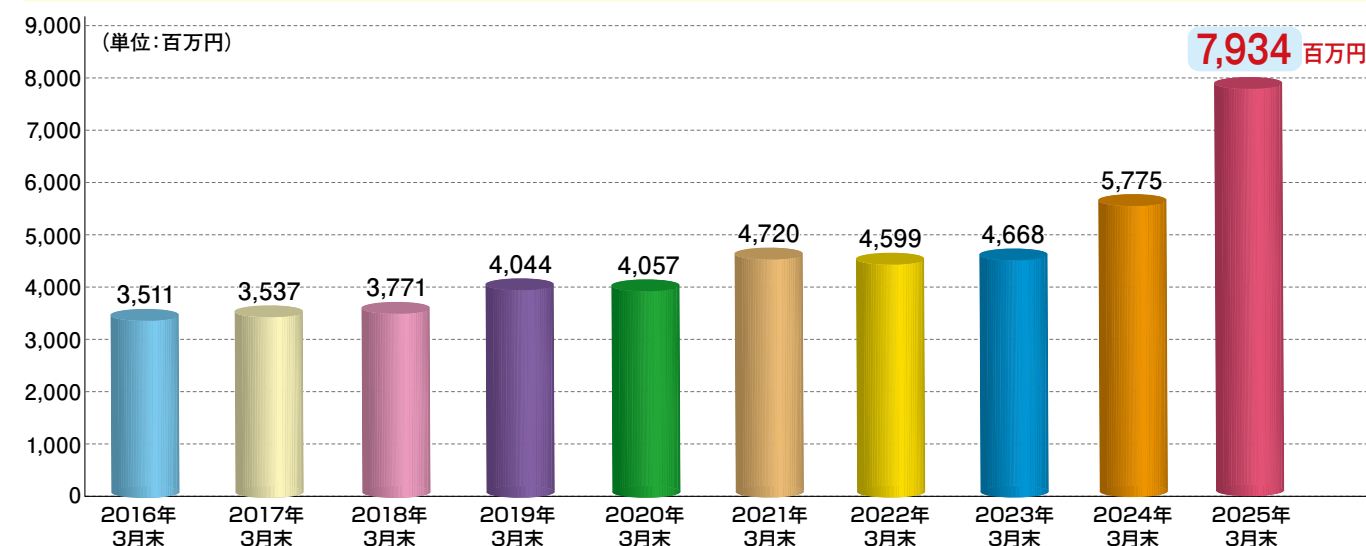
お客様からお預かりしている預金積金の一部は、貸出金の他に有価証券や預け金等でも運用しております。市場金利の上昇に伴い一部の債券に金利リスクによる評価損が発生しておりますが、満期時には額面で償還されるもので信用リスクはありません。引き続き、有価証券等のリスク管理の高度化を図り安全な運用に努めてまいります。

●有価証券期末残高の推移 (単位: 百万円)



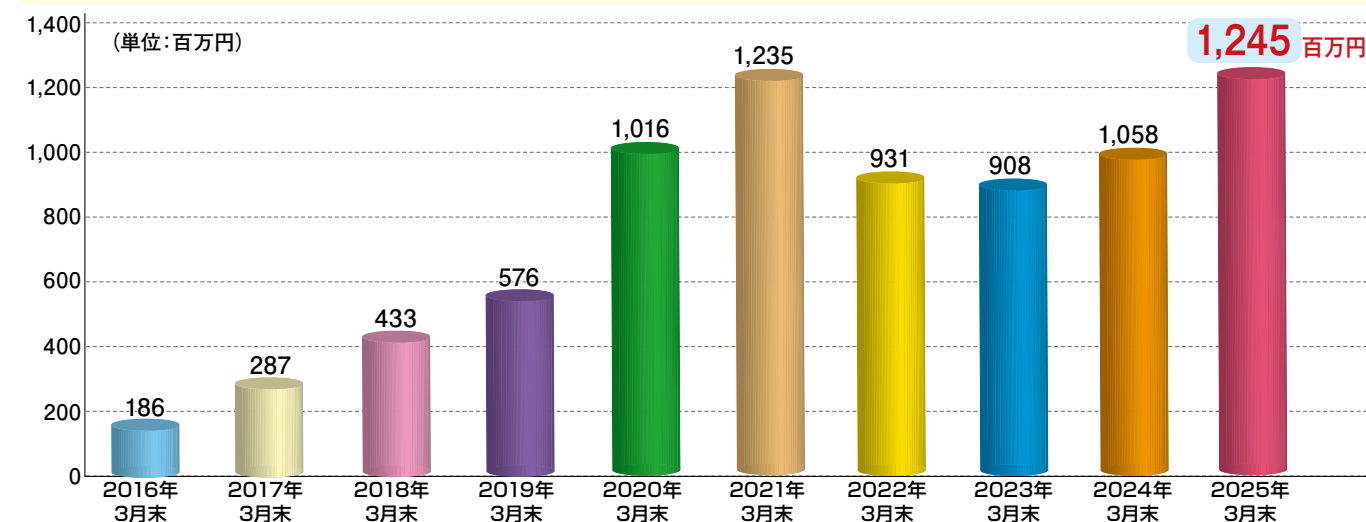
経常収益

売上高にあたる経常収益は、前期比21億58百万円増加(37.3%増)し、79億34百万円となり**3期連続の増収(過去最高)**となりました。



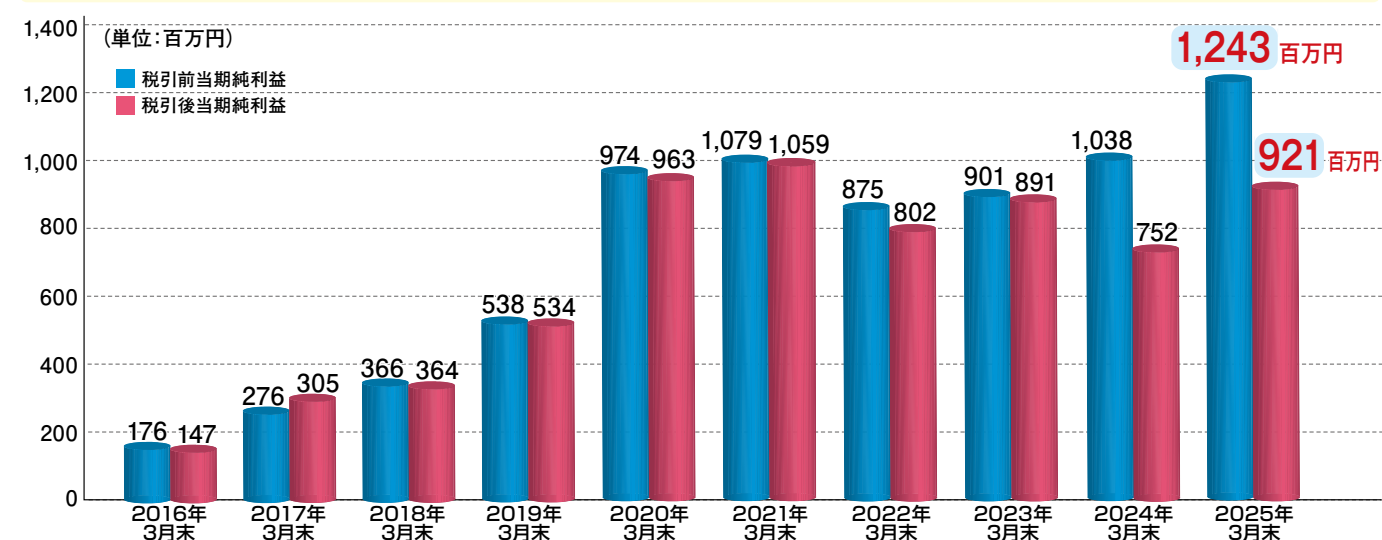
経常利益

経常利益は、前期比1億87百万円増加(17.6%増)し、12億45百万円となり、**2期連続の増益(過去最高)**となりました。



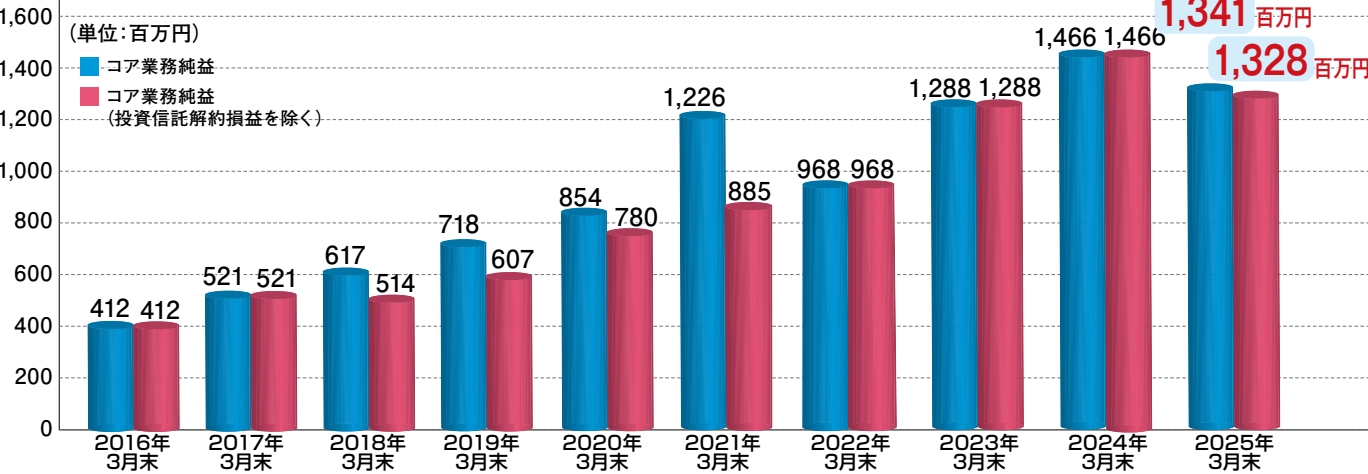
当期純利益

税引前当期純利益は、前期比2億5百万円増加(19.7%増)し、12億43百万円となり**3期連続の増益(過去最高)**、税引後当期純利益は1億68百万円増加し、9億21百万円(22.3%増)となり引き続き高い収益性を維持しております。



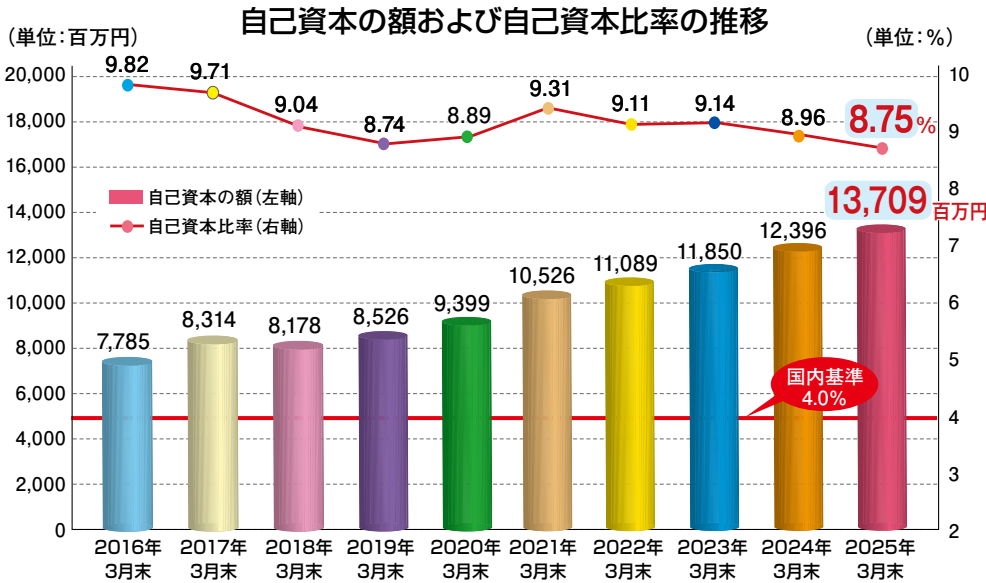
コア業務純益 コア業務純益（投資信託解約損益を除く）

本業での中核的な収益力を示すコア業務純益（投資信託解約損益を除く）は、前期比1億38百万円減少（△9.4%減）し、13億28百万円となりました。過去2番目に高い額となり引き続き高い収益性を維持しております。



※「コア業務純益」とは、業務純益から有価証券の売却等損益と一般貸倒引当金繰入額を控除した中核となる収益です。

自己資本比率の状況



自己資本比率 **8.75%**

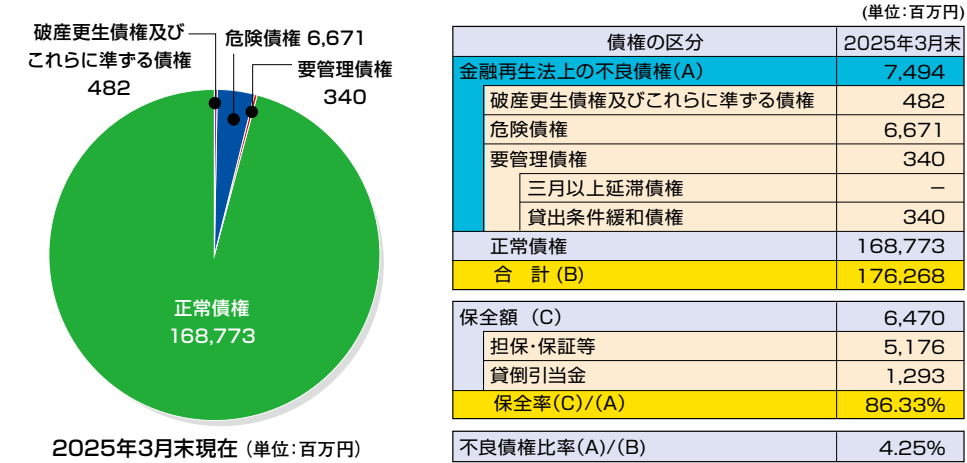
経営の健全性を示す自己資本は、順調な利益の蓄積により前期比13億12百万円増加（10.5%増）し、137億9百万円となりました。

自己資本比率は、2025年3月期からのより厳しい新基準であるバーゼルⅢに対応したことや、貸出金等のリスクアセットが増加したことから、前期比0.21ポイント低下し、8.75%となりました。

なお、国内基準の4.00%を大きく上回っており、健全性には問題ありません。

不良債権の状況

金融再生法による開示債権及び同債権に対する保全状況



不良債権比率 **4.25%**

不良債権比率は前期比0.01ポイント低下し、4.25%となりました。なお、不良債権の86%は担保や貸倒引当金で、残り14%も自己資本でカバーされており高い保全率で健全性に問題はありません。

また、当金庫では可能な限り再生支援することを第一としていることから、積極的な不良債権比率の引下げは行っておりません。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

要管理債権

信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

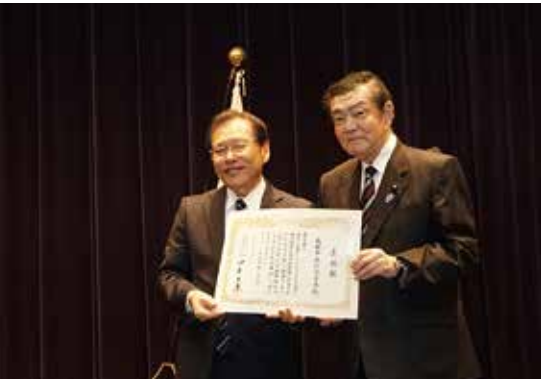
3. トピックス



JR江津駅の隣に江津支店を新築移転オープン致しました。

2024年6月24日、江津支店を江津市江津町にあるJR江津駅隣に新築移転オープンいたしました。

新店舗は、江津市の中心部であるJR江津駅の隣に立地しており、お客さまがご来店しやすいよう店舗前に十分な駐車場を確保しております。店舗建物には地元で製造された石州瓦タイルを使用し、景観にも配慮した佇まいとしております。また接客カウンターはご高齢のお客さまなどが座ってもご相談いただけるよう、ハイカウンターとローカウンターの切り替えが可能なタイプとしております。更に照明はLED照明とし、太陽光パネルや蓄電池も設置し、環境にも優しい店舗としております。



2025年3月 令和6年度地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例に選出され、内閣府より表彰を受けました。

2025年3月、全国の金融機関等の地方創生の取り組みを国が評価する「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」に当金庫が選定され、内閣府伊藤良孝地方創生担当相より表彰を受けました。

この表彰制度は内閣官房新しい地方経済・政策環境創生本部事務局が、全国の金融機関等から報告された地方創生に資する取り組みを評価し、地方公共団体と連携している事例や先駆性のある事例などを表彰するものです。この度当金庫が出雲市や市にゆかりのある企業と、東欧のIT人材を紹介する企業を立ち上げ、地元企業の技術者確保を後押ししたことなどが高い評価を受けました。

当金庫は島根県を主力営業エリアとする地域金融機関として、行政及び地域のステークホルダーと連携して、引き続き地方創生に取り組んで参ります。

地域貢献活動



島根県内6自治体へ企業版ふるさと納税による寄附を行いました。



新年賀詞交換会の参加者様からいただいた参加費を出雲市で子ども食堂を運営する団体へ寄附いたしました。



積極的な地域行事への参加を行っております。※写真は太田市で行われた「おおだ町橋南VS橋北歌合戦」への参加

環境・福祉活動への取組



出雲大社境内、石見銀山公園および店舗周辺の清掃活動を実施しました。



長年にわたり献血事業へ協力しております。また日本赤十字社の献血サポーターに登録しております。

地域経済活性化への取組



新年賀詞交換会を出雲・大田の2会場で開催いたしました。



島根県内3信用金庫ビジネスフェア・島根県産品展示商談会2024を開催いたしました。



マネーローディング・テロ資金供与・拡散金融対策を強化しております。2024年9月には出雲警察署より特殊詐欺を未然に防止したことに対し表彰を受けました。

4. 当金庫の人的資本経営への取組について

経営理念 職員の生活向上を図り、躍動感あふれる信用金庫を目指します。

経営方針 協調と融和を基本に、人材の育成に努め、気概と誇りを持った企業集団を築きます。

1. 当金庫の人財戦略に対する基本的な考え方

当金庫は、経営方針に「人材の育成」を掲げ、2025年度から始まる第7次中期経営計画においても重点施策としており、その為の人的資本経営の推進、DE&I(ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン)は経営における最重点項目と位置付けています。

当金庫では創造性・多様性はサステナビリティに関する重要な課題であると考えており、また多様な人財の活躍は創造性・生産性を高めるためのイノベーションを促進するものと考え、経営理念である「躍動感あふれる信用金庫」を目指すために、「働きがい」「働きやすさ」「女性の活躍の推進」等に積極的に取り組み、職員全員が当金庫で働くことに自信を持てるような経営を推進しています。

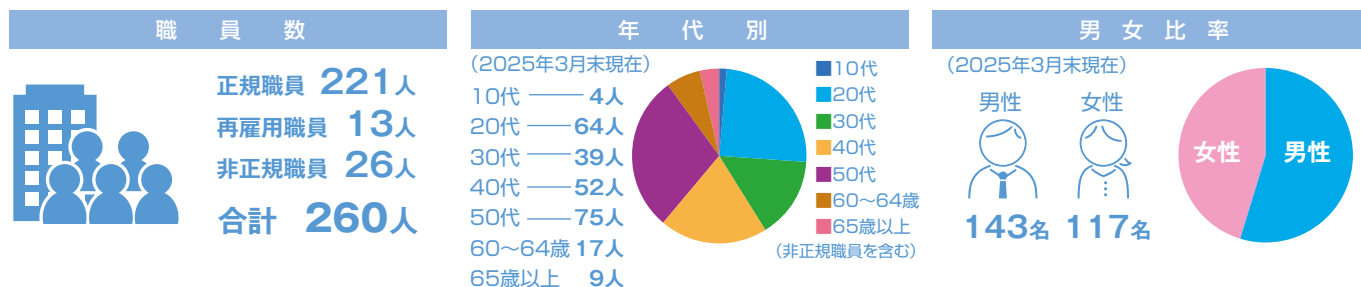
「地元で確固たる存在感を示し、地元一番店として、地元とともに成長し続ける金庫を目指します」という当金庫の長期ビジョンを達成するために、今後も多様な人財が活躍できる人的資本経営の推進、DE&Iの実現に向けた取り組みを進めて参ります。

2. ユースエール企業への認定

若者が働きやすい中小企業として厚生労働大臣が認定する「ユースエール企業」に2023年9月から2年連続で認定されています。ユースエール認定制度は若者の採用や育成に積極的で有給休暇の取得率が高いなど、働きやすい職場を表彰する制度で、当金庫の若者の採用実績や離職率の低さ、有給休暇の取得実績の高さなどが評価されました。



3. 当金庫の働き方データ (2024年度)



健康経営の実践

心身の健康、ワーク・ライフ・バランス等を図る目的で、就業時間・休暇制度に対し「正規職員の一人当たりの時間外労働時間を月平均15時間以内」、「年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均10日以上」を目指すというKPI(個別の目標数値)を定めています。

職員とその家族の健康や公私ともに充実した生活が当金庫の経営を支える土台であるとの考えから、当金庫では役職員の心身の健康は重要な経営課題であると位置付け、「健康経営宣言」を定め、働きやすい環境づくりや役職員の健康づくりの支援に取り組んでいます。

2025年3月には経済産業省および日本健康会議が実施する「健康経営優良法人(中小規模法人部門)」に2年連続で認定されました。



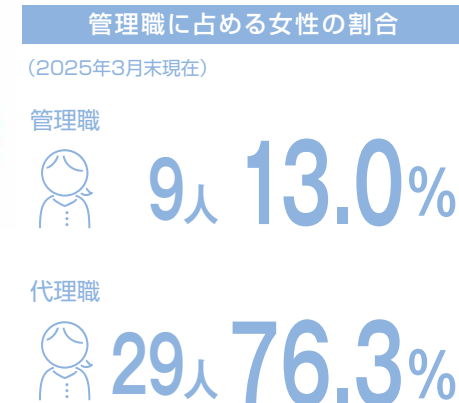
女性の活躍推進

DE&I推進の一環として「管理職(次長以上)に占める女性職員の割合15%以上」を目指すというKPIを定めています。

女性職員へ向けた研修やキャリアチャレンジ制度など、多くの機会を用意することによりチャレンジへの意欲を高め、職員の多様な能力や個性を十分に発揮できる、やりがいのある職場環境を整備し、組織の活性化を図ります。

当金庫は2025年3月、女性活躍推進法に基づき女性の活躍を推進している企業を厚生労働省が認定する「えるぼし」に認定されました。採用、継続雇用、労働時間等の働き方や多彩なキャリアコースなどが評価されました。

また当金庫は女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業を島根県が登録する「しまね女性の活躍応援企業」へ登録しております。



えるぼし認定通知書交付式の様子



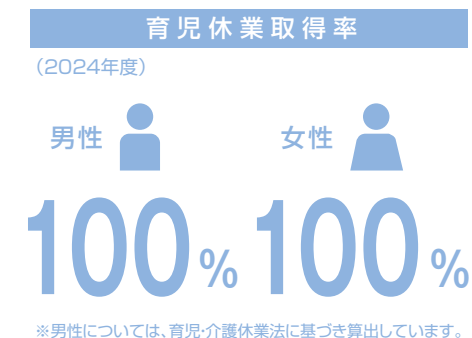
妊活両立・子育て支援セミナー

妊活・出産・育児のサポート

柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスの充実、職員家族の幸せを願い、当金庫では「育児休暇等・育児目的休暇の男性職員の取得率70%、女性職員の取得率100%」を目指すというKPIを定めています。

仕事と育児のワーク・ライフ・バランスを改善、充実させるため、妊活サポート・育児休業の取得を推奨し、男性・女性職員共に妊活サポート・育児休業を利用しやすい環境づくりを行っています。第7次中期経営計画では育児・介護・妊活に配慮した職場環境の整備に取り組むこととしており、この取り組みをさらに進めて参ります。

当金庫は仕事と子育て中の従業員を積極的に応援する企業を認定する「こころカンパニー」へ認定されております。



※男性については、育児・介護休業法に基づき算出しています。

子育てのサポート 中央しんきんわいわいスクール開校 ～「小1の壁」に対応した両立支援～

「小1の壁」に対応した両立支援の一環として、当金庫では前年度「中央しんきんわいわいスクール」を開校いたしました。この取り組みは当金庫の職員が、夏休み・冬休みなどの、児童クラブや親族へ子どもを預けることができない日に当金庫の職員同士が連携して金庫内でお子さんをお預かりする取り組みです。子育てする職員が安心して仕事に取り組むことができる環境づくりと支援を行い、さまざまな事情を抱えるチームのメンバーが、それぞれ持てる能力を最大限発揮できる組織を目指しています。



わいわいスクールの様子

4. 当金庫の人的資本経営への取組について

● 不妊治療と仕事の両立をサポート 不妊治療支援規程を制定

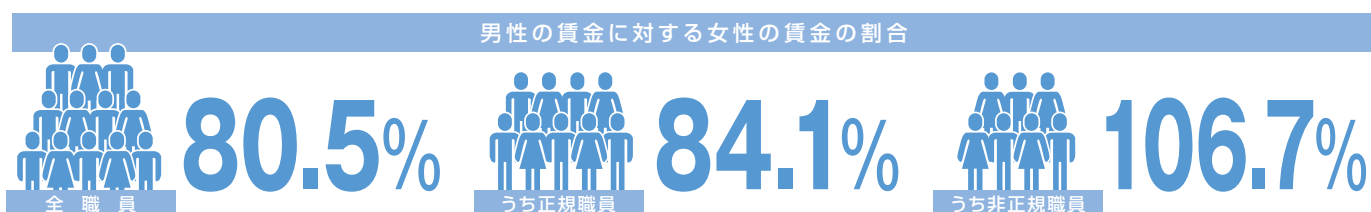
不妊治療は通院スケジュールの調整のしにくさなど、負担が大きく、仕事との両立に困難を抱える職員が少なくありません。そのため、職員が長く安心して働き続けられる職場実現のために、2025年3月、仕事と不妊治療の両立支援を目的とした「不妊治療支援規程」を制定しました。併せて、2022年から仕事と不妊治療の両立支援の一環として「職員向け妊活両立・子育て支援セミナー」を継続開催しています。

当金庫では今後も引き続き全職員が活躍できる職場づくりを進めて参ります。

■ 男女の賃金の差異

当金庫における男女の賃金の差異は、等級、在職年数、人数、時間外労働時間などの違いによるもので、賃金は当然、性別に関係なく同一の基準を適用しています。

当金庫では第7次中期経営計画において人財の育成を基本戦略の柱に掲げ、女性活躍、職員のエンゲージメント向上と働きがいの連動、公平・適正な人事考課の実施等を更に進めていくこととしており、等級構成等の改善にも積極的に取組み、人財の育成を一層加速させたいと考えております。



※男女の賃金差異とは「男性の賃金に対する女性の賃金の割合」を表します。

※正規雇用労働者とは、定年再雇用嘱託を含む正規職員および正規職員と同一の労働時間で勤務する無期雇用の契約職員を表し、非正規雇用労働者はそれ以外の職員（準職員・嘱託職員・パート職員）を表します。

※賃金の対象は、基本給、超過労働に対する報酬・賞与等となり、前払退職金と通勤費は除きます。

※休職中の職員で、勤務日数0日かつ給与の支給がない場合につきましては、人数・金額ともに対象に含まれておりません。

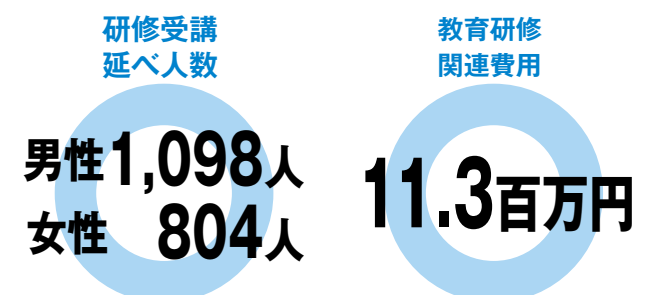
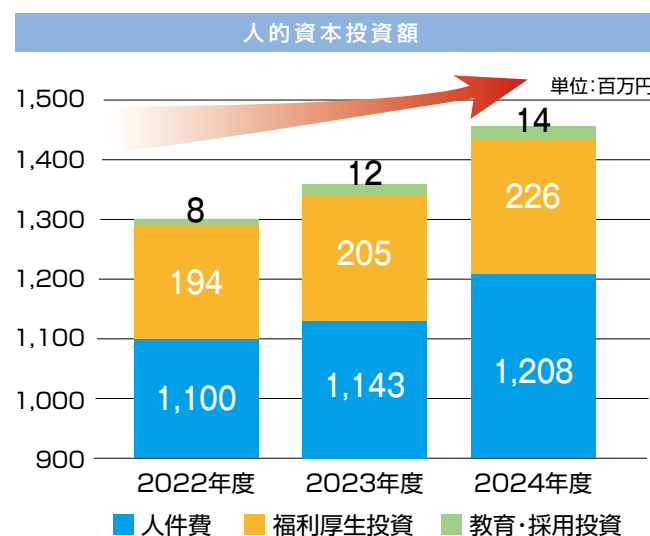
■ 人的資本投資への取組み強化

● 人的資本投資

当金庫は第7次中期経営計画において、人財の育成を重要な経営戦略と位置付け、お客さまからの信頼を得ることや専門性の高い提案・課題解決ができる能力を育成することを掲げております。当金庫では全職員の人財価値の向上を図るため、人的資本投資を積極的に行うことで、役職員一人ひとりの夢やウェルビーイングの実現につなげ、且つチャレンジ意欲やモチベーションの向上を図り自律的な成長による人財育成を加速していきます。

● 研修の充実

当金庫は第7次中期経営計画において、マルチスキル化の推進、企画・営業・目利き力の向上、専門性の高い提案・課題解決能力や、若手・女性・シニア職員の活躍を掲げております。そのため、全役職員へ座学や実践型研修等様々な成長機会の提供を行っています。



4. 職員の仕事と私生活の両立、働き方改革への取り組み

当金庫では職員の仕事と家庭の調和は金庫のサステナビリティ向上の重要な課題であると考えており、金庫および職員の成長に結びつく働き方改革には積極的に取り組み、有給休暇の取得促進や時間外労働の抑制などの「働きやすさ」と従業員エンゲージメントを高める「働きがい」を両軸で推進しています。各種休暇制度の拡充や育児のための時間外労働制限など、職員がワーク・ライフ・マネジメントを果たせ、仕事とライフイベントの両立ができるように職場環境を整備し続けて参ります。

当金庫では、2024年8月に「イクボス宣言」を宣言し、島根県の「しまねイクボスネットワーク」へ加入、出雲市の「出雲市イクボス宣言企業」へ登録しています。



しまねいきいき雇用賞授賞式の様子

これまでのこのような取り組みが評価され、2024年11月に当金庫は、働きやすく、いきいきと働き続けられる職場づくりについて優れた取り組みを島根県が表彰する「しまねいきいき雇用賞」を受賞いたしました。今回の受賞はあらゆる階層に合わせた雇用や働き方を工夫し、職員の成長と経営が一体化されている当金庫の取り組みが評価されました。

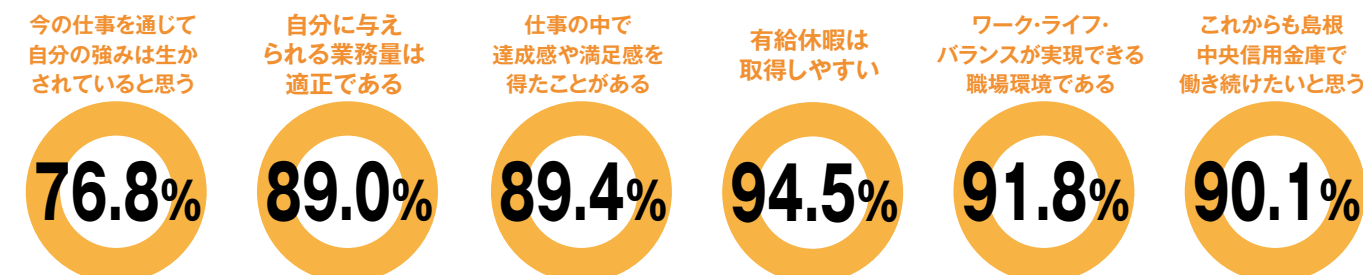
しまね
いきいき
雇用賞



5. 職員エンゲージメントについて

● 2024年度 職員へのアンケート結果

多様化する役職員の就業意識や仕事・組織に対する考え方など率直な意見を聴取し、当金庫の職場環境における課題等を明確にし、よりよい職場環境の実現に向けた改善活動に取り組んでいます。



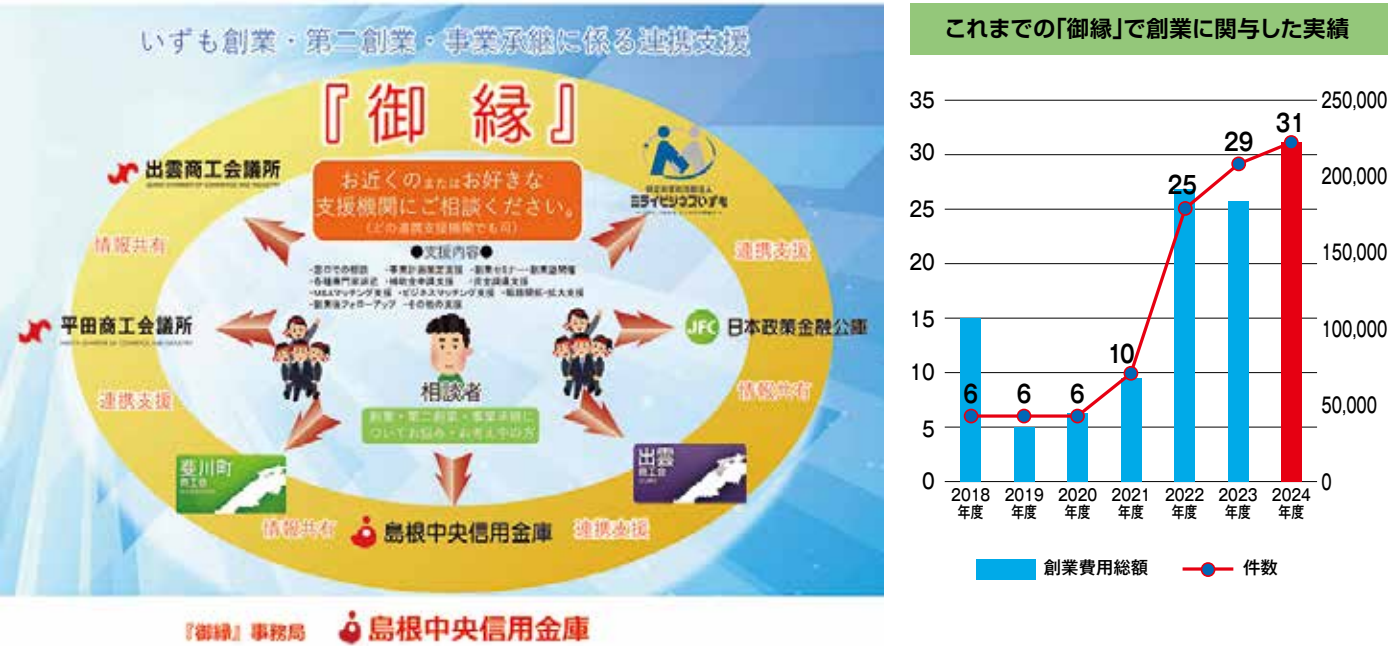
※当結果はコンプライアンスアンケートとして全職員へ無記名で行ったアンケート結果の内容を一部抜粋したものであり、質問に対し「1.その通り」「2.どちらかといえばその通り」「3.どちらかといえば違う」「4.違う」、の4択で回答するもので、上記割合は全回答者のうち「1.その通り」と「2.どちらかといえばその通り」を選択した職員数を合計したものの割合です。

5. 当金庫独自の中小企業支援策

1. 当金庫独自の中小企業支援策

＜創業支援＞ いずも創業・第二創業・事業承継に係る連携支援『御縁』

2018年、出雲市内の支援機関によって「創業・第二創業・事業承継」をサポートするために発足した地域連携です。定期会議にて相談者情報を共有し、事業ステージに合わせた支援メニューを話し合うワンストップのサービスです。各機関の支援事業を年間スケジュール化することで、創業に興味を持たれた段階から開業後のフォローアップまで相談者の成長に応じたサポートが可能となりました。参加団体は当金庫のほか出雲商工会議所、平田商工会議所、斐川町商工会、出雲商工会、ミライビジネスいずも、日本政策金融公庫です。出雲市からも、ご意見をいただいています。



2024年度『御縁』は7年目を迎えて過去最高となる31件の創業案件を受付しました。件数の増加は4年連続でした。前年度の特徴としては、「飲食業」や「美容業」の他、「介護」や「児童福祉事業」の相談が複数持ち込まれたことです。

＜中央しんきんのビジネスマッチング＞

当金庫では業務部法人支援課の職員が営業店と連携して、取引先の各種ビジネスマッチングを仲介しています。しんきんネットワークを活用した事業承継やM&A、他県取引先との面談が可能であることが特徴です。

2024年度 庫内・外部連携マッチング支援実績	
補助金申請支援	6件
販路拡大支援	6件
事業承継支援	4件
M&A支援	4件
人材マッチング支援	3件
IT・システム導入	2件
不動産情報提供	2件
仕入先紹介支援	1件
専門家派遣	1件
合計	29件



＜中央しんきんの本業支援活動＞

当金庫では、取引先に参加していただく本業支援活動を行っています。前年度は日本政策金融公庫との共催による「創業フォローアップセミナー」等を開催しました。また本店所在地である出雲市では「創業塾」、「創業実践塾」、「いずも産業未来博」へ参加、その他大田市や美郷町とも連携拡大を図っています。また取引先の「事業再構築補助金」の申請支援を実施し、前年度は1件が採択されました。第1回からの累計では、18件の計画が採択されています。

2024年度 本業支援活動について	
日付	支援内容・活動実績
2024年6月3日～9月29日	出雲市「創業塾」へ法人支援課2名が補助員参加
2024年6月30日	第12回事業再構築補助金 1件採択
2024年10月3日	日本政策金融公庫との共催で「創業フォローアップセミナー」を開催
2024年11月18日～11月19日	「いずも産業未来博」へ法人支援課2名がブース担当として参加
2025年3月24日	創業連携支援『御縁』による「創業セミナー」を開催

2. 地域の面的再生への積極的参加

島根県内3信用金庫ビジネスフェア・島根県产品展示商談会2024開催

2024年11月15日、16日に松江市くまびきメッセで「島根県内3信用金庫ビジネスフェア・島根県产品展示商談会2024」を島根県内3信用金庫（しまね信用金庫、島根中央信用金庫、日本海信用金庫）と島根県との官民連携で共同開催いたしました。この取組みは、島根県内に事業拠点がある食品・工芸品等の関連事業者のため、ビジネスマッチングの場を提供し、県内外に島根県の食とものづくりをPRし、県産品の魅力を発信することで、「しまねブランド」の価値向上と地域経済の活性化を図ることを目的としております。



商談会では県内の事業者約100社が参加、約150名のバイヤーが県内外から来場され、個別商談は大盛況となりました。また、即売会では県内の事業者約80社が参加、約3,000人の一般来場者が訪れ、大好評を博しました。当金庫は今後も地域の事業者さまの販路拡大等への支援を通じ、地域経済の活性化を目指します。

令和6年度「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」に選出

当金庫の地方創生への取組、「出雲市ゆかりの官民5者共同出資による東欧の高度IT人材紹介会社【People Cloud】設立」が、令和6年度「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」に選定され、内閣府伊藤良孝地方創生担当相より表彰を受けました。この表彰制度は、内閣官房新しい地方経済・政策環境創生本部事務局が2015年度から全国の金融機関等の地方創生への取組を評価し、地方公共団体との連携事例や先駆性のある事例などを表彰するものです。令和6年度は800件余りの事例のうち、有識者の意見などを踏まえて、8事例12金融機関が選定され、2025年3月13日に内閣府で執り行われた表彰式において、福岡理事長が表彰を受けました。当金庫は、島根県を主力営業エリアとする地域金融機関として、行政及び地域のステークホルダーと連携して、引き続き地方創生に取り組んで参ります。



6. デジタル化推進への取組み

1. 島根中央信金アプリの取扱いを開始



2024年11月5日、お客さまの利便性向上のため、新たなスマートフォンアプリ「島根中央信金アプリ」の提供を開始いたしました。

島根中央信金アプリでは、残高・入出金明細の照会はもちろんのこと、預金、保険等の保有資産の確認、来店不要での住所変更、インターネットバンキングの申し込みなどができ、またインターネットバンキングとの連携もできる、非常に便利なアプリとなっております。



2. キャッシュレス決済機能の拡充

普通預金に、従来からのインターネットバンキング、口座振替、ATM通帳出金やICキャッシュカードに加え、PayPay、J-Coinなどのスマホ決済サービスへの預金口座即時チャージ機能、ことら送金の取扱い、アプリからの通帳・カード紛失受付などの機能を追加し、キャッシュレス機能の拡充を図っております。



3. ATM内蔵カメラでのAI画像検知による特殊詐欺抑止機能の導入

2024年12月、ATMの内蔵カメラで撮影した顔画像をAIにより解析し、携帯電話を使用する様子やしぐさを検知することで、ATMによる不正な振り込みを未然に防ぎ、振り込み詐欺や還付金詐欺等の特殊詐欺による被害を抑止する機能を導入いたしました。

振り込み詐欺や還付金詐欺等の特殊詐欺では、犯人が電話で指示しながらATMで振り込み操作をさせるケースが多く発生しており、振り込み操作中に利用者が携帯電話を使用している様子をATMが検知すると取引を中止します。

当金庫ではこれからも、特殊詐欺からお客さまの大切な預金を守るための取組みを積極的に行ってまいります。



7. SDGs宣言への取組み

当金庫は、事業活動を通じてSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、持続可能な地域社会の実現を目指すことを宣言し、推進に取り組んでいます。

<重点項目>

1. 地域経済の持続的繁栄

- ・地域事業者への徹底した経営改善支援や資金繰り支援に加え、島根3信金ビジネスフェアの主催や山陰信金クラウドファンディングの運営などの経営サポートを一段と強化し、地域経済の維持・発展に貢献します。
- ・お客さまのニーズに対応する商品・サービスの迅速な開発と、絶え間ないブラッシュアップによりサービス向上に一層努め、地域とともに持続可能な発展を目指します。
- ・特に中山間地において、旧JR駅舎内への店舗移転や少人数・時短営業の活用などにより可能な限り店舗網を維持し、地域の金融インフラの維持・向上に貢献します。
- ・技術革新や社会構造の変化を踏まえ、先進的な金融サービスの提供への取組みを通じて地域経済の発展に貢献します。
- ・地域の将来を担う次世代の人材確保や育成につながる取組みをサポートします。



2. 暮らしやすい地域社会の実現

- ・資産形成定期預金や各種定期預金等の取扱いを通じ、地域の皆様の安定的な資産形成に貢献します。
- ・地域にとって必要とされている事業者に対する経営改善支援、資金繰り支援を一層強化し、もって地域の皆様の利便性向上及び地域社会の活性化に貢献します。
- ・店舗入口のスロープ設置や伝票等のユニバーサルデザイン化、解りやすく利用しやすい金融サービスの提供など、ご高齢のお客さまに配慮した取り組みを推進します。
- ・地域を支える皆様の健康や福祉の増進につながる取組みに努めます。
- ・反社会的勢力への対応強化やマネー・ローンダリング管理の強化など、犯罪や不正の防止につながる取組みに一層努めます。
- ・地域の貴重な資源である環境の保全につながる事業や取組みをサポートします。
- ・各種ハラスメントの防止に全力を挙げ、個性を尊重する明るく風通しの良い職場づくりに努めます。



3. パートナースhipの発揮

- ・出雲市創業支援事業「御縁」の運用や中小企業家同友会への積極的参画など地方公共団体や地元商工団体等とのパートナーシップを発揮し、地域全体で持続可能な社会の実現を目指します。
- ・当地における固有の課題やニーズに的確に対応するため、地域社会や地元団体等との連携に加え、全国の信用金庫や信金中金等との広域ネットワークも積極的に活用し、質の高いサービスの提供に努めます。



「島根中央信用金庫SDGs宣言」への取組として、これからも新たな預金・融資商品を開発し続けて参ります。

これまでに事業者さま向けローン、マイカーローン、教育ローン、住宅ローン、中古・リフォーム・解体ローンなどいずれの融資商品においてもSDGsに対応した金利優遇の項目やご融資金額の上限金額などを追加いたしました。

2024年7月からはCO2排出量可視化・削減サービスプラットフォームを提供するe-dash株式会社との業務提携を開始し、お客さまの脱炭素への取組みのご支援を開始いたしました。



8. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 2024年度の実績

島根中央信用金庫は、地域社会の発展に貢献し、ともに成長することを経営理念に定めています。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みにおいて、地域の中小企業や個人のお取引先等に対し円滑な資金提供をするとともに、ニーズや課題に合わせたきめ細かな対応をおこなっていくことで、信用金庫としての「使命」を果たし、適切なりスク管理体制のもと、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを掲げております。

地域経済は、高齢化や人口減少、空洞化といった従来からの構造的な課題を抱えており、私どもの主要な取引先である中小零細企業の多くは、景気循環の影響を受けやすい状況にはありますが、引き続き経営改善計画の策定支援や中小企業診断士などの専門家派遣など、お客さまの事業展開にとって最善の方策をご提案できるよう連携を密にし、会員たる中小企業等の皆さまに必要な資金を安定的に供給するなどの課題解決型金融の実践に努め、地域とともに歩んでまいります。

1. 地域金融仲介機能の十分な発揮

地域経済の活性化や健全な発展のために、地域の中小企業等が事業拡大や経営改善を通じて経済活動を活性化していくとともに、地域金融機関が地域の関係者と連携・協力しながら中小企業との経営努力を積極的に支援していく取組を実施しています。

金融仲介機能のベンチマーク(共通1)

当金庫がメインバンク(融資残高1位)として取引を行っている企業のうち、経営指標(売上・営業利益率・労働生産性等)の改善や就業者数の増加がみられた先数

メイン先数	メイン先の融資残高	経営指標が改善した先数
1,035 社	712 億円	434 社

経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移

2023年3月	2024年3月	2025年3月
352 億円	357 億円	376 億円

2. 顧客のライフステージ等に応じた支援

経営改善支援指導の強化の取組みにおいて、中小企業再生支援協議会との連携、外部機関と協力し、経営アドバイスや改善策、経営情報等を提供する経営セミナー(個別相談会含む)を開催し、経営改善支援体制を構築し、経営改善計画策定支援に取り組んでいます。

金融仲介機能のベンチマーク(共通4)

ライフステージ別の与信先数(先数単体ベース)、及び、融資額

令和6年度		全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
	ライフステージ別の与信先数	2,762社	261社	222社	1,167社	94社	255社
	ライフステージ別の与信先に係る年度末の融資残高	1,081億円	73億円	134億円	551億円	30億円	165億円

創業期のご支援

いずも創業・第二創業・事業承継に係る連携支援「御縁」による創業支援、アフターフォロー等ワンストップで各種支援を受けられる伴走支援のスキームを実施しております。(取り組み内容、実績につきまして、詳しくはP12-P13をご参照ください。)

その他、各種セミナーや外部連携を実施し、創業期のお客さまへの支援を行っております。

成長段階のご支援、事業承継・M&A支援実績

成長段階にある中小企業者の販路拡大のため、信金業界と協力し、支援の取り組みを行なっております。(取り組み内容、実績につきまして、詳しくはP12-P13をご参照ください。)

低迷期・再生期のご支援

当金庫では、取引先企業の事業の実態をよく理解し、融資やコンサルティングに取組むことにより企業の向上や生産性向上につながる課題解決に取り組んでいます。

金融仲介機能のベンチマーク(共通5)

金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合(先数単体ベース)

	先 数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	64 先	97 億円
上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	2.3%	9.1%

金融仲介機能のベンチマーク(選択7)

地元の中小企業と信先のうち、無担保与信先数、及び、無担保融資額の割合(先数単体ベース)

令和6年度		地元中小企業先数①	地元中小企業向け融資残高②	無担保融資先数③	無担保融資残高④	③／①	④／②
	地元の中小企業融資における無担保融資先数(先数単体ベース)、及び無担保融資額の割合	2,751 先	994 億円	1,551 先	218 億円	56.3%	21.9%

金融仲介機能のベンチマーク(選択9)

地元の中小企業と信先のうち、無保証のメイン取引先の割合(先数単体ベース)

令和6年度		地元中小企業先数①	無保証メイン先数②	②／①
	地元の中小企業と信先数のうち、無保証のメイン取引先数の割合	2,751 先	625 先	22.7%

金融仲介機能のベンチマーク(選択10)

中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合、及び、100%保証付き融資額の割合

令和6年度		中小企業向け融資残高①	保証協会付融資残高②	100%保証付融資残高③	②／①	③／①
	中小企業向け融資のうち、信用保証協会付き融資額の割合及び100%保証付融資額の割合	994 億円	232 億円	104 億円	23.3%	10.4%

金融仲介機能のベンチマーク(選択11)

経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合

令和6年度		全与信先数	ガイドライン活用先数	割 合
	経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合	2,762 先	2,334 先	84.5%

金融仲介機能のベンチマーク(選択2)

メイン取引先数の推移、及び全取引先数に占める割合

	2023年3月	2024年3月	2025年3月
メイン取引(融資残高1位)先数の推移	1,020 先	1,007 先	1,035 先
全取引先数に占める割合	36.8%	36.8%	37.4%

金融仲介機能のベンチマーク(共通2)

	条件変更総数	好調先	順調先	不調先
当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況	267 先	10 先	2 先	255 先

3. 経営改善支援の取組み実績

経営改善支援の取組実績取組は、支援先および実抜改善計画策定先97先に対して取組を行い2先のランクアップとなりました。

		初期債務者数	うち経営改善支援取組み先数	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数	αのうち再生計画を策定した先数	経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
		A	α	β	γ	δ	α／A	β／α	δ／α
要 注 意 先	正 常 先 ①	2,211	15		15	6	0.7%		40.0%
	うちその他要注意先 ②	270	56	2	47	34	20.7%	3.6%	60.7%
	うち要管理先 ③	2	2	0	1	1	100.0%	0.0%	50.0%
	破綻懸念先 ④	134	24	0	24	18	17.9%	0.0%	75.0%
	実質破綻先 ⑤	14	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
	破 綻 先 ⑥	9	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
小 計(②～⑥の計)		429	82	2	72	53	19.1%	2.4%	64.6%
合 計		2,640	97	2	87	59	3.7%	2.1%	60.8%

(注) ・ 初期債務者区分は2024年4月当初時点で整理しております。 ・ 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業者を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンの先を含みません。 ・ βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。

なお、経営改善支援取組先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβには含めません。 ・ 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「その他要注意先」にランクアップした場合はβに含みます。 ・ 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しております。 ・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含みません。 ・ γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。 ・ みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。 ・ 「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

9. お客さま本位の業務運営への取組み

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

島根中央信用金庫(以下、「当金庫」といいます。)は「経営理念」において「地域社会の発展に貢献し、ともに成長する信用金庫」を掲げています。中期経営計画では「地域のお客さまから支持されるための金融商品・サービスの提供」を宣言して地域で真っ先にご利用頂ける金融機関の実現を目指しております。

こうした中、当金庫はこれまで以上に地域社会へ貢献し、お客さまお一人お一人にご満足いただける金融機関を目指して「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。役職員一同、この方針に基づきお客さまの立場に立った金融商品、サービスの提供に努めてまいります。

1 お客さま本位の商品・サービスの提供

お客さまの安定的な資産形成に資するため、お客さまのニーズや目的、ライフプラン等々からご意向を丁寧にお聞きしてお客さまに最適な金融商品・サービスをご提供いたします。

なお、当金庫は現時点において、元本毀損リスクを有する投資信託や外貨建て保険商品等の投資目的金融商品を販売することは「お客さま本位の業務運営」にそぐわないものと認識しており取り扱っておりません。

アクションプラン

- 上記の通り、現時点では元本毀損リスクのある金融商品等を取り扱っておりませんが、今後、お客さまのニーズをお伺いする中で必要に応じて金融商品・サービスの提供方針や商品ラインアップの見直しを検討いたします。
- 保険商品の販売についても、外貨建て保険商品は現状の金融環境下においてお客さまにとって適切な資産形成に寄与しているとは考えにくいことから取り扱っており、主としてお客さまからのニーズの高いがん保険・医療保険や、高齢化社会を見据えた認知症保険、また、福利厚生 の充実や資産保全に備えた損害保険を取り扱っております。
- お客さまの様々なニーズやご要望をしっかりとお聞きしたうえで、ライフサイクルに応じた適切な商品をパッケージ化して商品・サービスをご提案いたします。
- 当金庫の利益を優先することなく、またお客さまの利益が損なわれることのないように適切に利益相反の管理を行います。

2 お客さまへ分かりやすいご説明、情報の提供の実現

日頃からホームページあるいはパンフレットにより、ご提供する商品の内容等の情報を積極的に開示し、さらに、お客さまの知識・経験等に照らして書面等を活用しながら丁寧なご説明あるいは情報の提供を行ってまいります。

アクションプラン

- 商品のご提案にあたっては、お客さまのニーズ・お取引目的・商品知識等をしっかりと把握して、商品の特徴・リスク等をご理解頂けるよう、わかりやすく丁寧にご説明いたします。
- お客さまにご負担いただく手数料及びその他費用については当金庫ホームページに「各種手数料一覧表」を掲載し、各営業店店頭に掲示してわかりやすくご説明いたします。
- 商品販売後もお客さまとのリレーションシップの向上を図り、ライフステージに応じて適切なアフターフォローを行います。

3 お客さま本位の業務運営に向けた態勢整備

「お客さま本位の業務運営」の心構え、取り組み方を全体研修等により浸透を図り、本方針の実践を進めてまいります。日々の営業活動で得たお客さまからのご相談内容等を蓄積、共有化することによりお客さまの潜在的ニーズをいち早く把握し、多様なニーズに全庫一体となってお答えいたします。

アクションプラン

- 計画的な研修や会議を通して全役職員に経営方針を浸透させ、コンプライアンスや利益相反に関する考え方の醸成に努め、商品・サービスの知識や販売スキルの向上によりお客さまへ最善のサービスを提供できる人材育成に取り組みます。
- 各営業店や職員に対しての業績評価は、単に販売額や収益のみの評価とせず、お客さまの多様なニーズに適う取組みを評価する評価体系を構築いたします。

＜2024年度の取組状況＞

2024年度において、保険販売手数料は17百万円(うち医療保険等7百万円、損害保険9百万円)となっており、役務取引等収益の6.5%となっております。

なお、当金庫はお客さまとの利益相反の可能性のある関係会社は保有しておりません。

顧客保護等管理方針

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取組みを行ってまいります。

1. 当金庫は、お客さまへの説明を要する全ての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
 2. 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
 3. 当金庫は、お客さまの情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
 4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。
 5. 当金庫は、お客さまとの取引にあたって、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- ※本方針において「お客さま」とは、すでに当金庫をご利用されている方およびご利用しようとされている方(申し込み手続き等を開始されている方)を意味します。
- ※お客さま保護の必要性のある業務は、与信取引、預金等の受け入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」にもとづき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることといたします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

利益相反管理の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、当金庫が定める庫内規程に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、お客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - ④ その他お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署・責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

10. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

1. 経営者保証に関する取組方針の公表について

島根中央信用金庫(以下、「当金庫」といいます。)は「心 ふれあい 親・近・感」をモットーに、全てのお取引先さまとface to faceによる信頼関係の構築を目指しております。

当金庫は、従前から地元中小事業者の皆さまの円滑な資金供給の担い手となることで地域金融機関としての役割を果たして参りました。

当金庫が、事業者の皆さまへご融資を行う際にお願いをしております経営者保証については、経営の規律付けや信用補完として、事業者の皆さま方の資金調達の円滑化に寄与する側面がある一方で、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させるなど、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっていることも否定できません。

当金庫は、このような課題の解消に向け、これまでも事業者の皆さまが経営者保証を提供することなく資金調達を受ける場合の要件等を定めた『経営者保証ガイドライン』の活用 に努めて参りました。

当金庫においては、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、今般『経営者保証に関する取組方針』を策定いたしましたのでここに公表いたします。

当金庫は、この『経営者保証に関する取組方針』の趣旨を踏まえ、「経営者保証のガイドライン」の浸透・定着に向けた取組を役職員一丸となって進めて参ります。

経営者保証に関する取組方針

島根中央信用金庫は「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくため、以下の様に取組んで参ります。

- ◆ お客様がご融資等のお申込みをされた場合、当金庫は、お客様のガイドラインの要件充足の状況や経営状況等を総合的に判断する過程に於いて、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客様のご意向を踏まえたうえで十分に検討致します。
- ◆ 経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、十分な検討を行った結果、お客様に経営者保証を求めることについて止むを得ないと判断し、経営者保証のご提供を頂く場合、当金庫はお客様のご理解とご納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◆ 経営者保証をご提供頂く場合、お客様の資産及び収入の状況、融資金額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ◆ お客様から既存の融資について保証の変更や解除等の申出が受けた場合には、ガイドラインに即して、十分に経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◆ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重の経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また事業承継時には、後継者に当然に保証を引き継いで頂くのではなく、その必要性を十分に検討致します。
- ◆ お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応致します。
- ◆ 個人事業を営むお客様へのご融資につきましては、原則として連帯保証を求めないことと致します。
- ◆ 経営者保証の必要性の検討については、ガイドラインの要件を十分満たしていない状況であっても、決して形式的、硬直的に判断せず、お客様の事業性評価の内容を勘案するなど、経営者保証を求めない可能性を十分に検討致します。

2. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

	2023年度	2024年度
新規に無保証で融資した件数	848 件	847 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	34.3 %	36.2 %
保証契約を解除した件数	1 件	2 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0 件	0 件

3. 「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況について

当金庫は、「中小企業・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が一部改正された令和5年4月1日以降、「経営者保証改革プログラム」の趣旨に則り、「経営者保証ガイドライン」の積極的な活用 に努めて参りました。

その結果、2024年度の新規融資のうち経営者保証に依存しない融資の割合は36.28%(前年度比+1.98p)に増加いたしました。当金庫は今後も経営者保証に関する取組方針に基づき、お借り入れや保証債務整理のご相談へは真摯に対応し、適時適切な取り扱いを行って参ります。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況について

	2022年4月 ～2022年9月末	2022年10月 ～2023年3月末	2023年4月 ～2023年9月末	2023年10月 ～2024年3月末	2024年4月 ～2024年9月末	2024年10月 ～2025年3月末
新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	110	101	480	368	499	348
うち、法人に無保証で融資した件数 (Aから個人事業主を除いたもの)			103	170	128	176
経営者保証の代替的な融資手法として、停止条件付保証 契約を活用した件数	0	0	0	2	0	0
経営者保証の代替的な融資手法として、解除条件付保証 契約を活用した件数	0	0	0	1	0	0
経営者保証の代替的な融資手法として、ABLを活用した 件数	0	0	0	0	0	0
保証契約を解除した件数	0	11	1	0	1	1
新規融資件数	1,796	2,013	1,271	1,201	1,289	1,045
うち、法人に対する新規融資件数 (Eから個人事業主を除いたもの)			836	959	896	659
新規に有保証で融資した件数のうち監督指針に基づき適切 な説明を行い記録した件数			742	830	789	696
新規融資のうち監督指針に基づく適切な対応を行った割合			96.14%	100.00%	99.92%	99.90%
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	6.12%	5.02%	37.77%	30.89%	38.71%	33.30%
法人に対する新規融資に占める経営者保証に依存 しない融資の割合			12.32%	17.73%	14.29%	26.71%
有保証で融資した新規融資のうち監督指針に基づき適 切な説明を行った割合			93.81%	100.00%	99.87%	99.86%

金融庁『経営者保証に関するガイドラインの活用に関する組織的な取組事例集』(令和6年6月改訂版)に於ける
当金庫取組事例の選定・公表について

金融庁は、金融機関が経営者保証に依存しない融資慣行の確立のために積極的に行っている対応や、事業者のガバナンス改善を通じて経営者保証を解除できた事例等を取り纏め、令和6年6月に『経営者保証に関するガイドラインの活用に関する組織的な取組事例集』として公表しておりますが、監督指針改正以降の当金庫の取組が以下の通り評価され、標記事例集に掲載されました。

当金庫は、「経営者保証ガイドライン」の趣旨を踏まえ、より一層「経営者保証ガイドライン」の浸透・定着に努めて参ります。

V

ガイドラインやプログラムを営業現場の第一線まで浸透させるための取組

事例 ● 信用金庫

本部のモニタリング
徹底判断の検証
継続的な周知
説明態勢の検証
営業店への個別指導
事例の横展開

取組の概要

地域金融機関としてプログラムの趣旨をよく理解し、安易な個人保証に依存した融資を抑制すると共に、事業者・保証人の納得感を向上させるべく、組織的な態勢整備と浸透・定着を図る取組を実施した。

具体的な内容

- 全職員に対してガイドラインが早期浸透・定着に資するため、令和5年6月から2ヶ月間に亘り、管理職自ら実務対応できる様、また部下指導が行える様に、**営業店及び本部の管理職が率先して通信講座(ガイドライン徹底理解講座)**を受講した。
- ガイドラインの趣旨や改正点の早期周知・浸透に資するため、「経営者保証ガイドライン対応マニュアル」を新設すると共に、周知・理解不足等を是正するため、**所管部が実施する臨店に於いて**、その趣旨や改正点、説明スキーム、書式の記載方法等について**実務的な指導**を行った。

Ⅰ ガバナンス改善

Ⅱ 徹底基準見直し

Ⅲ コペナンツ活用

11. 内部管理態勢の整備

内部管理態勢とは、金融機関のみならず、あらゆる事業体がその事業目的を適正に達成するために、その組織内において適用されるルールや業務プロセスを整備し適正に運用するシステムをいいます。

金融機関にとって内部管理態勢の整備は経営の根幹をなすものであり、また安全かつ健全な業務を行うための基盤となるものです。具体的には、コンプライアンスの徹底、リスク管理の高度化への対応、お客さま保護態勢の強化などに取り組むことにより、持続的成長を支える強固な経営基盤を整備・構築してまいります。

1. 経営管理(ガバナンス)態勢

- **理事会**
理事会は、全理事および監事(非常勤含む)で構成し、当金庫の業務遂行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督しております。
理事会は、原則、月1回開催しております。
- **常勤理事会**
常勤理事会は、常勤理事の全員および監事で構成され、理事会の決議した方針に基づき、当金庫の業務推進に関わる基本方針および経営計画に関し、協議を行うとともに、金庫業務全般の管理・統括を行っております。
常勤理事会は、原則、週1回開催しております。また、必要に応じて臨時開催しております。
- **監事会**
監事会は、常勤監事1名および非常勤監事2名により構成され、監査方針、監査計画に基づき、理事の職務執行や内部統制の整備、運用状況などについて厳正な監視を行っております。
監事会は、原則、理事会当日に開催しております。また、必要に応じて臨時開催しております。
- **内部監査**
内部監査は、監査対象の被監査部門から独立した組織である監査部が、内部管理態勢の適切性、有効性を検証・評価し、問題点の発見・指摘にとどまらず、問題点の改善方法の提言を通じて経営目標の効果的な達成および適切なリスク管理に資することを目的として、営業店および本部の監査を実施しております。
- **各種委員会**
当金庫の各種委員会は、業務執行状況の把握、法令等遵守、各種リスク管理の的確な管理などを目的として、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、マネロン等対策委員会、融資特別審議委員会、金利決定委員会等で構成されており、健全で透明性の高い企業風土の確立に努めております。

2. 内部統制基本方針の概要

- 当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号並びに同法施行規則第23条の規定に基づき、理事会で決議した以下の「内部統制基本方針」に則って、継続的に内部統制の整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。
1. 当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 5. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 6. 前号の職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 7. 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制
 8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 9. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 10. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

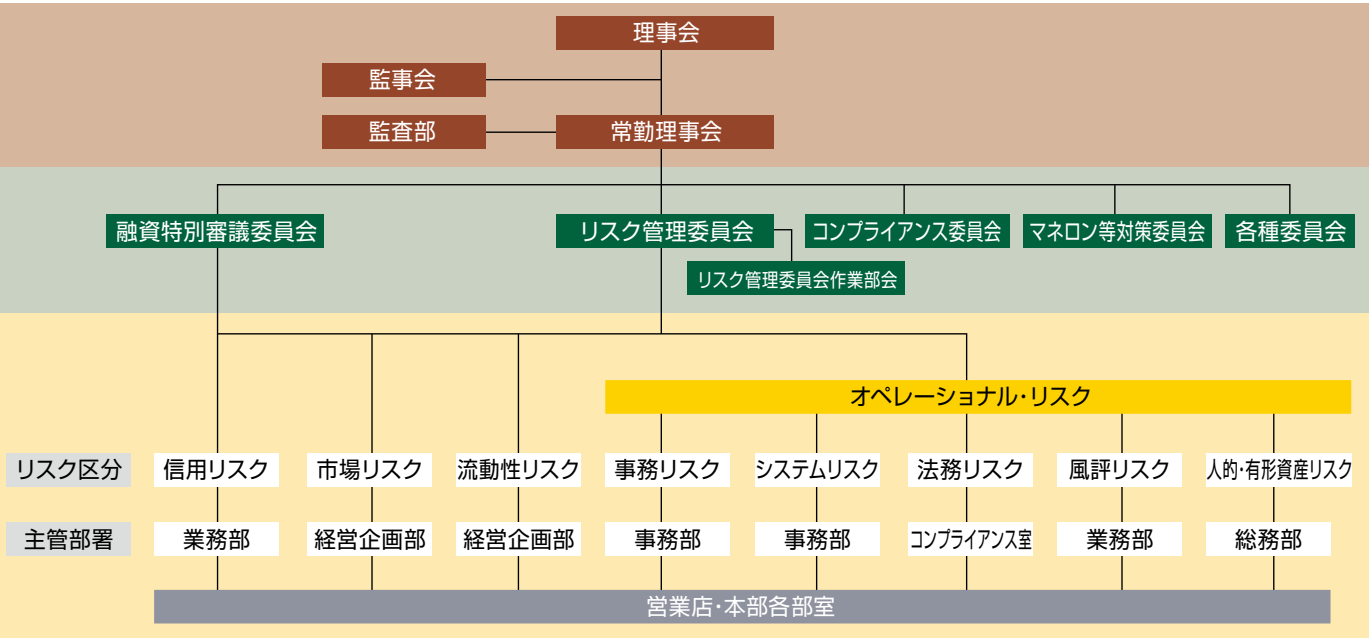
3. リスク管理態勢

金融の自由化、国際化の進展や金融技術・情報技術の発達などにより、金融機関を取り巻く環境は、一段と多様化・複雑化しております。

当金庫では、経営の健全性と適正収益の確保を図るため、リスク管理を経営の最重要課題として位置づけ、各種リスクの状況を正確に把握し、適正にコントロールできるようリスク管理態勢の強化・充実を図っております。

具体的には、統合的なリスク管理に関する組織、事務分掌および職務権限等を定めた「リスク管理規程」を制定のうえ、年度ごとに「リスク管理方針」を策定し、リスク管理委員会等を中心にリスク管理態勢の強化・充実に取組んでおります。

リスク管理のための組織図



- 【信用リスク】
信用リスクとは、お取引先の倒産や経営の悪化により、貸出金などの元本や利息の回収が困難になり、損失を被るリスクのことです。当金庫では、融資に関する基本原則を遵守し、事業計画や資金使途の妥当性、返済能力などを総合的に評価し厳正な審査・管理を実施しております。
- 【市場リスク】
市場リスクとは、金利、株価、為替等の変動により保有している金融資産・負債の価値が変動し、収益が不安定となるリスクのことです。当金庫では、市場リスク量の現状把握を行い、経済や金利の見通し等に基づいて、運用・調達の運営方針を決定しております。また、経営体力や期間収益に照らして、より適切な対応がとれるようリスク計測手法の向上に努めております。
- 【流動性リスク】
流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや、予期せぬ資金の流失等により、決済に必要な資金調達に支障をきたしたり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる等により、損失を被るリスクのことです。当金庫では、資金繰りの状況を定期的に把握し、預金に対する支払可能資産の保有割合(支払準備率)により、適正な流動性の維持、管理を行っております。
- 【オペレーショナル・リスク】
 - 事務リスク
事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、監査部による監査を実施する一方、営業店・本部に自店検査を義務付け事務の堅確化に努めております。また、各種研修及び臨店指導を通じて事務処理能力の向上に努め、事故の未然防止に努めております。
 - システムリスク
システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正使用などにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、しんきん共同センター(西日本センター)に加盟し、バックアップ体制の確保、システム障害発生時の対応体制および情報保護の組織体制の整備等により管理に万全を期しております。
 - 法務リスク
法務リスクとは、法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスクのことです。当金庫では、「法務リスク管理要領」に基づき、主管部署としてコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス委員会と連携した管理体制を構築しております。
 - 風評リスク
風評リスクとは、マスコミ報道、評判・風説・風評等がきっかけとなり、損失を被るリスクのことです。当金庫では、「風評リスク管理要領」に基づき、本部各部署が不断にモニタリングを行い、当金庫の経営に重大な影響を及ぼすと思われる事項について、速やかに対策がとれるよう適切な管理体制を構築しております。

4. コンプライアンス態勢

■ コンプライアンスの運営体制

当金庫はコンプライアンス推進のため以下の諸施策を実践しています。

1. 「コンプライアンス憲章」、「コンプライアンス行動規範」を制定し、コンプライアンス重視の経営方針と役職員の行動基準を明示しております。
2. 法令等遵守に関する企画・立案、諸施策の管理や職員のコンプライアンス意識の高揚を図るために教育・啓蒙等を行っております。
3. コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定しております。
4. 業務推進上遵守すべき諸規則及び実践するコンプライアンス・マニュアル等を策定・見直しし、全役職員に配付しております。
5. 常勤役職員を対象に外部講師による集合研修の実施や本部各部・営業店での内部研修等を実施し、コンプライアンスの強化を図っております。
6. 監査部が実施する内部監査項目にコンプライアンスに関する事項を織り込み、各種規則・法令等遵守状況等のチェックを行っております。
7. 法令違反等の未然防止と早期発見を目的に内部通報制度の充実に努めております。
8. 職員の倫理並びにコンプライアンス・マインドを向上させるために本部・各営業店にコンプライアンス担当者を配置し、倫理及び法令等遵守状況のチェックを実施しております。

◎当金庫は、今後も関連部門の連携強化及び役職員に対する教育を徹底し、全役職員一丸となってコンプライアンスの更なる向上に努めてまいります。

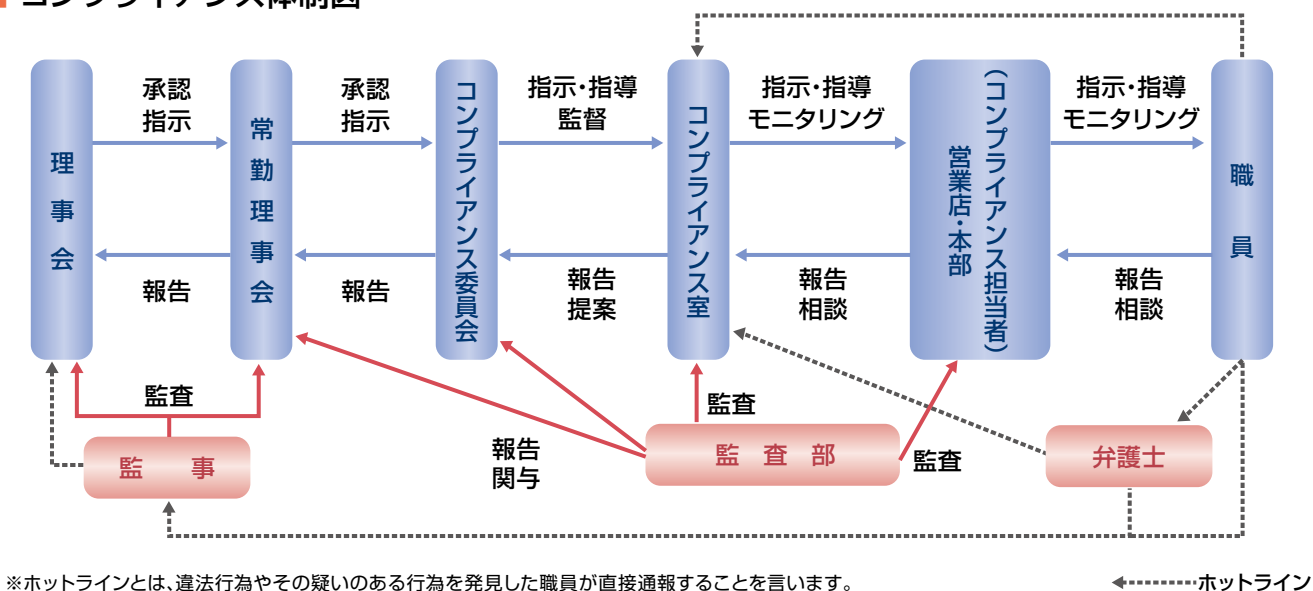
■ コンプライアンス憲章

1. 当金庫の経営陣は、コンプライアンスの中核としての役割を全うするとともに、確固たる企業倫理と遵法精神に則って経営にあたります。
2. 当金庫の役職員は、信用金庫の社会的責任と公共的使命を果たすうえで、コンプライアンスが全ての事業活動の根幹であることを理解し、法令、金庫内ルールはもとより、社会的規範についても厳格に遵守します。
3. 当金庫の役職員は、事業活動に関係する法令等の知識習得を図り、お取引先との金融取引等に際して、誠実かつ公正な業務執行とサービスの向上に努めます。
4. 当金庫の役職員は、経営情報の適切な開示に努めるとともに、お取引先に関する情報の管理には万全を期し、外部への情報漏えいを防止します。



毎年、全職員が一堂に会したコンプライアンス研修を行っております。研修では毎年常勤役員がマネー・ローンダリング防止の為に講師を務めております。

■ コンプライアンス体制図



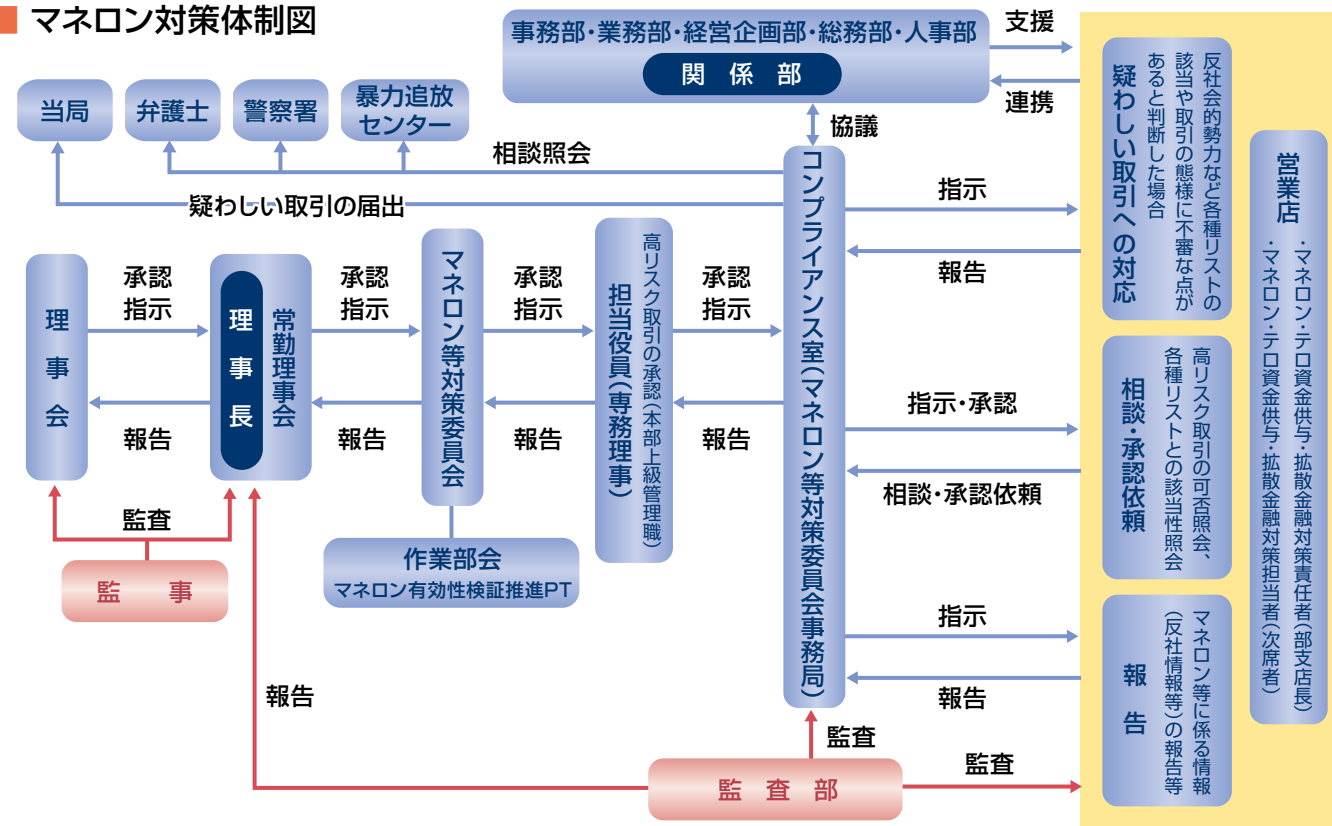
5. マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止態勢

島根中央信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」という。))の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

■ マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

1. 運営方針
理事会は、マネロン等の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン等のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン等リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン等リスクの評価結果を踏まえた基本方針・規程・手順等の策定、マネロン等リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。
また当金庫のマネロン等リスクが変化した際や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン等対策の実効性を高める対応態勢を構築します。
2. 管理態勢
当金庫におけるマネロン等対策の主管部はマネロン等対策委員会とし、事務局であるコンプライアンス室が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン等対策に取組みます。
当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。
3. リスクベース・アプローチ
リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価(犯罪収益移転危険度調査書)及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。
また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。
4. 顧客の管理方針
新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。
また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。
なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。
5. 疑わしい取引の届出
営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。
6. 経済制裁及び資産凍結
取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. 役職員の研修
マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証
マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的の実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。
9. 顧客からの理解促進
新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

■ マネロン対策体制図



6. 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1. 当金庫は、「コンプライアンス行動規範」「コンプライアンス規程」「反社会的勢力対応規程」等に則り、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保するとともに、関連部署の円滑な連携・協力体制のもと組織全体で対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供や不適切・異例な取引および便宜供与は絶対に行いません。
- 4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、暴力追放県民センター、弁護士などの外部専門機関等と緊密な連携関係を構築します。
- 5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

7. カスタマーハラスメントに対する基本方針

当金庫は、お客さまと当金庫職員等の人権を共に尊重し、お客さまの信頼や期待に応えていくため、万一お客さまからの社会通念上相当な範囲を超えた要求や言動があった場合の基本的な方針として「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を定めましたので公表いたします。当金庫で働く職員等の人格を否定し尊厳を傷つける言動に対しては毅然とした態度で対応し、当金庫で働く職員等が安心して働くことができる健全な職場環境を確保しつつ、引き続きお客さまへ誠意をもって対応し健全な関係を維持していくことを心がけます。

- 1. 当金庫が考えるカスタマーハラスメントの定義
厚生労働省の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」に基づき、お客さまからの要求・言動のうち、要求の内容に妥当性を欠くもの、または要求の内容が妥当であっても当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであり、当金庫の役職員の就業環境が害されるものに該当する行為をカスタマーハラスメントと定義します。
- 2. 対象となる行為
(1) お客さまによる精神的・身体的な攻撃
①暴言や暴力 ②威嚇・威迫・脅迫・中傷・名誉棄損 ③人格を否定する発言 ④個人を侮辱する発言 ⑤継続的・執拗な言動
(2) 過剰または不合理な要求
①サービスとして提供していない内容に対する過剰又は不合理な要求 ②契約範囲外の内容の過剰要求 ③社会通念上、受け入れられない要求 ④お客さまによる当金庫職員への攻撃(解雇等の処罰の要求) ⑤合理的範囲を超える時間的・場所的拘束(不退去・居座り・監禁) ⑥合理的理由のない謝罪の要求 ⑦金銭補償の要求
(3) お客さまによるその他のハラスメント行為
①プライバシー侵害行為
- 3. カスタマーハラスメントへの対応
(1) 事前の対応
①カスタマーハラスメントに関する職員等への周知・啓発を行うとともに、カスタマーハラスメントに関する知識および対処方法の研修を実施します。
②カスタマーハラスメントに関する相談窓口をコンプライアンス室に設置します。
(2) 発生時の対応
①カスタマーハラスメントに該当する事案が発生した場合、事実関係等を確認のうえ、その事案がハラスメントに該当するかどうか慎重に評価します。②カスタマーハラスメントの被害にあった役職員のケアに努めます。③カスタマーハラスメントに屈することなく合理的な解決に向けて理性的な話し合いを求め、お客さまとのより良い関係性の再構築に努めます。④悪質なカスタマーハラスメントの場合は、外部専門家に協力を仰ぐとともに、お取引をお断りまたは中止させていただく場合があります。
- 4. お客さまへのお願い
当金庫は、より良いサービスを提供するため、そして私たち自身がハラスメント行為を起こさないために本方針を遵守いたします。万が一お客さまからカスタマーハラスメントに該当する行為がございましたら、前述のとおり対応いたしますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

8. 金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。
苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は35ページ参照)またはコンプライアンス室(電話:0853-20-1000)にお申し出ください。

紛争解決措置

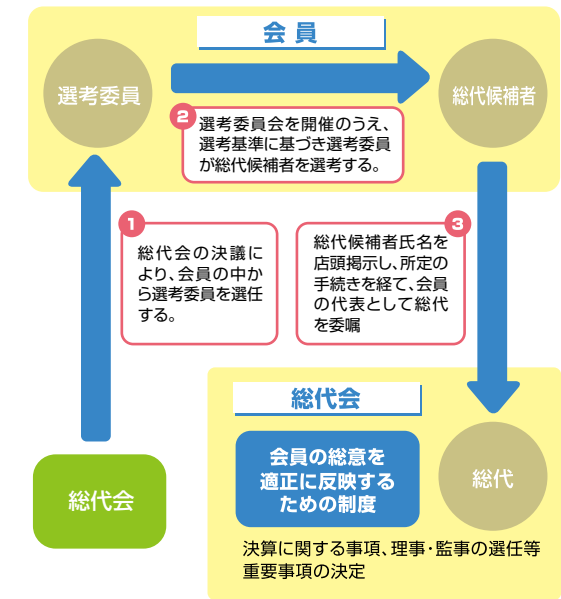
当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス室」にお尋ねください。

12. 総代会について

1. 総代会の仕組みについて

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。
また、当金庫は、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代会や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。
なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



2. 総代候補者の選考基準

(1) 資格要件

- ①当金庫の会員であること。
- ②総代就任時年齢が満72歳を超えない会員であること。
但し、当該地区に新たな総代候補者が見当たらない等やむを得ない場合で、就任時年齢以外の総代候補者選任基準を満たし、かつ金庫が認めた場合は、再任することがある。

(2) 適格要件

- ①当金庫の理念・使命をよく理解していること。
- ②良識を持って正しい判断ができる人であること。
- ③地域における信望が厚く総代として相応しい人であること。

(3) その他

- ①男女共同参画社会への適応を図るため、女性総代の選任に努めるものとする。

3. 総代とその選任方法

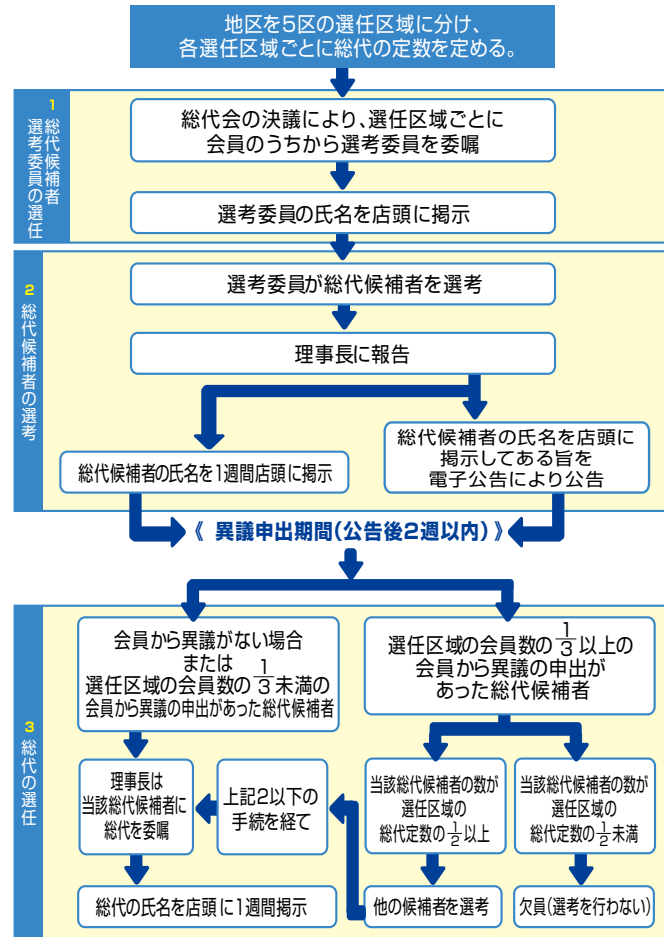
(1) 総代の任期・定数

- ①総代の任期は3年です。
- ②総代の定数は、60人以上120人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
なお、2025年3月31日現在の総代数は101人で、会員数は26,369人です。

(2) 総代の選任方法

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

●総代が選任されるまでの手続



4. 第51期通常総代会の決議事項

総代会開催日 2025年6月17日(火)
第51期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認・可決されました。

- (1)報告事項
- 第51期 業務報告、計算書類の報告の件
- (2)決議事項
- 第1号議案 第51期剰余金処分(増配を含む)案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第4号議案 理事8人選任の件
- 第5号議案 監事3人選任の件



※剰余金処分において配当を0.3%引き上げ、1.5%から1.8%とすることとしました。

5. 総代の氏名等

(2025年5月31日現在) (敬称略)

選任区域		人 数	氏 名							
1 区	出雲市	52人	青野 隆一⑥	吾郷 直之⑨	小豆澤貴洋③	飯島 明子④	池淵 俊雄⑪	石飛 卓郎④		
			石原 一徳⑥	内田 雄治③	江角 洋暢⑥	江田 朋之③	尾原 邦彦⑫	小村 淳浩①		
			海田 洋平③	金山 治正⑤	金山 均④	金築 邦彦④	日下 真二④	佐藤 幸一⑥		
			塩野 裕士④	昌 子 剛⑥	園 裕⑫	高橋 伸和⑦	土 江 徹①	常 松 栄③		
			梶野ちあき④	内藤 輝一⑤	内藤 祐馬②	中林 直文④	成瀬 公平①	林 不 動⑩		
			原 昭 久④	原田 明成⑤	萬代 輝正⑧	日野 友晴⑦	福代 秀洋⑧	福田 弘道⑫		
			福間 正純⑤	藤江 信賢⑤	前島 健二⑤	丸山 茂⑫	三加茂吉己⑪	三島 一男④		
			森立 隆幸③	森山 信雄⑫	安田 郁夫②	矢田 信一⑧	山尾 哲彦⑤	山崎 茂樹⑥		
			山本 成二⑤	和田 晶夫⑥	渡部 敏明②	渡 邊 一③				
2 区	大田市	21人	石橋 秀利⑭	瓜坂 尚之②	小川 俊二⑥	小川 知興③	金田 慶三④	近藤 尚男③		
			田中 礼祐③	谷本 隆臣⑪	田原 将志①	俵 智子①	知野見哲治⑥	難波 治夫⑩		
			波多野 圭②	林 さゆり①	堀 博彦⑫	森山 康仙③	安井 尚之②	山内 亮一①		
			山崎 宏隆①	山下 正一④	若林 邦宏⑧					
3 区	松江市 他	7人	青戸 雄一④	門 脇 豪④	小山 満⑥	平儀野健一③	平儀野好美③	廣戸剣一郎④		
			松本 泰由①							
4 区	江津市 他	8人	尾前 豊⑧	木村 博紀⑩	小林 映美②	坂根 敦子⑤	滝田 久巳⑧	濱松 尚樹①		
			宮津 秀行⑦	森下 幸生③						
5 区	邑智郡 広島県三次市 その他	13人	上里 康弘④	池田 宗雄⑪	石塚 良英⑫	石 橋 清①	上原 謙二⑤	漆 谷 傳③		
			垣崎 正紀③	河村 健司⑥	河野 勝信③	勢 田 幸憲③	出合 和広④	野田 貴之④		
			溝邊 達仁④							

(注) 1. 氏名の後の数字は総代への就任回数を表しています。
2. 旧出雲信用組合(平成18年11月に合併)より引続き総代に就任いただいている場合は、合併前からの就任回数としております。

〈総代の属性別構成比〉

職業別	法人役員96.04%、個人事業主1.98%、個人1.98%
年代別	70代以上20.79%、60代33.66%、50代36.63%、40代以下8.91%
業種別	製造業15.84%、建設業33.66%、運輸業・郵便業0.99%、卸売業・小売業20.79%、不動産業0.99%、 学術研究、専門・技術サービス業2.97%、宿泊業・飲食サービス業4.95%、生活関連サービス業・娯楽業2.97%、 医療・福祉3.96%、その他サービス12.87%

(注) 業種別の構成比は、法人役員、個人事業主に限ります。

13. 役員・会計監査人・組織

1. 役員一覧 (2025年6月18日現在)

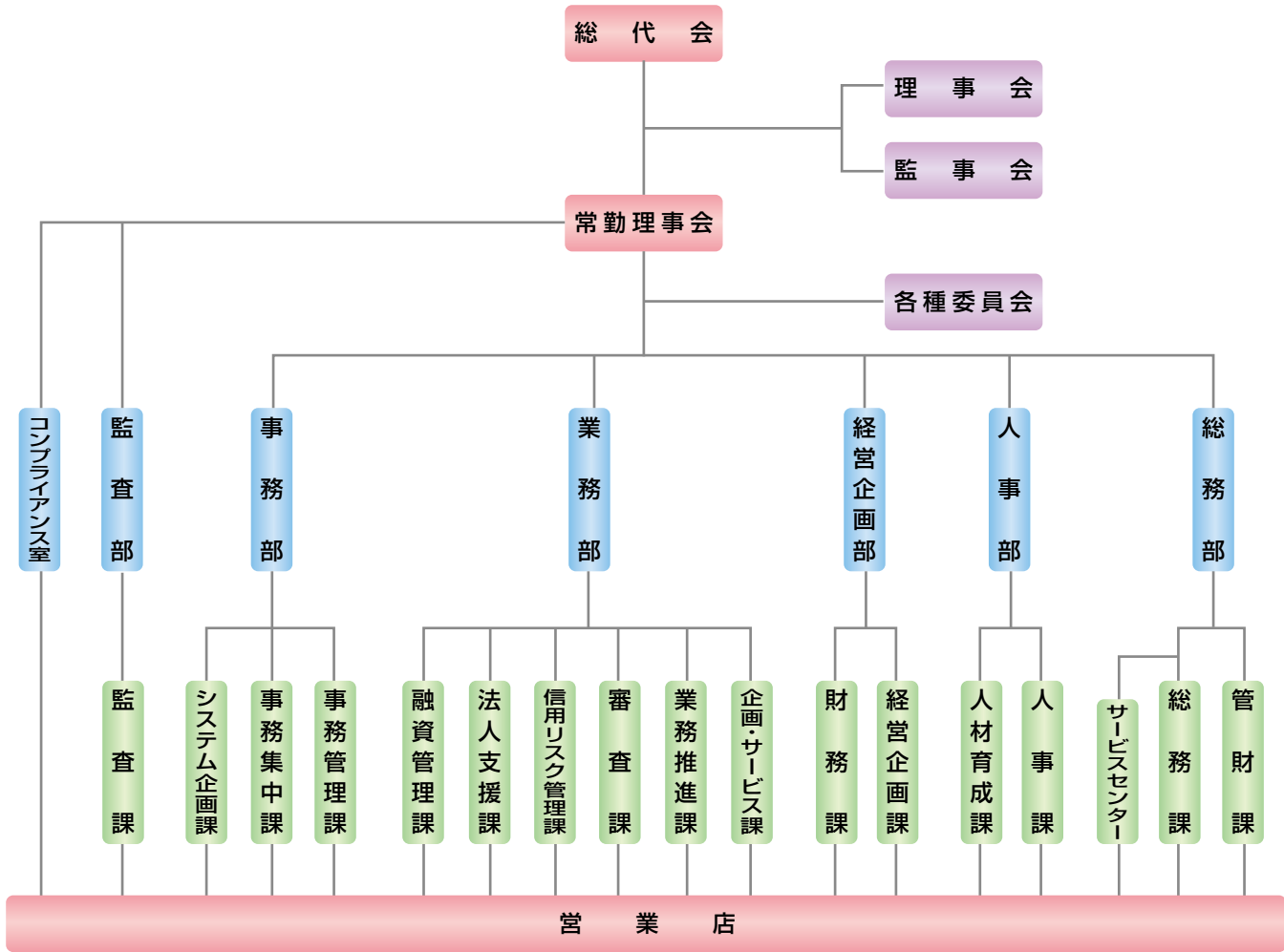
理 事 長 (代表理事)	福 間 均	理 事	遠 藤 充 子	常勤監事	永 見 之 伸
専務理事 (代表理事)	田 中 敏 行	理 事	福 代 明 正	監 事	福 田 真 也
常務理事	壺 倉 浩 平	理 事	田 平 篤	監 事	周 藤 真 弓
常勤理事	山 本 雅 信				
常勤理事	三 成 敏 雄				

※理事 遠藤充子、福代明正、田平篤は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合せ」に基づく職員外理事です。
※監事 福田真也、周藤真弓は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

2. 会計監査人の氏名又は名称

有限責任監査法人トーマツ (2025年3月末現在)

3. 組織図



14. 金庫の主要な事業の内容

預金業務

貸出業務

為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。また、輸出、輸入及び外国送金等の外国為替に関する各種業務を取扱っております。

証券業務

国債等の窓口販売を取扱っております。

主な預金商品

商 品 名		内容と特色	お預け入れ期間	お預け入れ金額
総 合 口 座		一冊の通帳に普通預金、定期預金、自動融資機能をセットした便利な通帳です。日常の出し入れ、公共料金の自動支払い、給与・年金の自動受取りなど家計簿代わりにご利用いただけます。いざというときは、総合口座にお預け入れの定期預金残高の90%、最高200万円までの自動融資もご利用いただけます。		
普 通 預 金		出し入れ自由です。お財布代わりにお使い下さい。	自由	1円以上
普 通 預 金 (無 利 息 型)		普通預金と同様、出し入れ自由でお財布代わりにお使いいただけますが、お利息は付きません。預金保険制度により、全額保護の対象となります。	自由	1円以上
貯 蓄 預 金		出し入れ自由な貯蓄専用の口座です。お預け入れの残高に応じて5段階の適用利率を設定しております。大切なご預金をより有利に運用いただけます。	自由	1円以上
納 税 準 備 預 金		計画的な納税にご利用ください。お利息に税金がかかります。	●ご入金は自由 ●お引き出しは原則として納税のみ	1円以上
通 知 預 金		お使いみちの決まった資金を短期間にムダなく活かせます。	7日以上	1万円以上
当 座 預 金		商取引にご利用いただく、小切手・手形の支払いのための預金です。	自由	1円以上
定期預金	期日指定定期預金	1年複利で高利回り、1年経てば満期日が自由に決められ、一部お引出しも可能です。	最長3年 (据置期間1年)	100円以上 300万円未満
	ス ー パ ー 定 期	100円からご利用いただけます。個人のお客さまには、期間3年以上について複利型をご利用いただけます。	1ヵ月～10年	100円以上 1,000万円未満
	変動金利定期預金	市場金利の動きに合わせて、お預け入れ日から6ヵ月ごとに適用利率が変動します。個人のお客さまには、複利型をご利用いただけます。	3年	100円以上
	大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金をご都合にあわせて高利回りで運用できる有利な預金です。	1ヵ月～10年	1,000万円以上
	金利上乗せ定期預金「とくとくⅠ」	店頭金利に金利を上乗せしたお得な定期預金です。	1年・3年・5年・7年・10年	30万円以上
	金利ステップアップ定期預金「とくとくⅡ」	1年継続するたびに金利がステップアップ。長く預けるほどお得な定期預金です。	1年	10万円以上
	年金受給者向け「慶 び」	当金庫で公的年金をお受取りの方に対し金利を上乗せいたします。	1年・3年・5年	100円以上 1,000万円以内
	退職金定期預金「浪漫スペシャル」	満期日以降「浪漫」に自動的に預け替えを行います。	3ヵ月・6ヵ月	100万円以上 3,000万円以内
	退職金定期預金「浪 漫」	退職金をお預入れされる方に対し金利を上乗せいたします。	1年・2年・3年	
定期積金	ス ー パ ー 積 金	目的に合わせて毎月決まった金額を積立てる預金です。	6ヵ月以上10年以下	毎月1,000円以上
	しんきん傷害保険付定期積金フラット型「中央信金あんしん積立」	貯蓄に傷害保険がセットされた定期積金です(保険料の負担はございません)。	5年・10年	毎月5,000円以上
	目的応縁積金「夢かなえ～る」	将来の夢や目的に合わせて毎月または2ヵ月に1回、決まった金額を積み立てる預金です。目的別に金利を上乗せいたします。	1年以上10年以内	個人毎月5,000円以上(年金は毎月) 法人毎月10,000円以上
財形預金	財 形 年 金 預 金	老後の資産形成のための預金で、財形住宅預金と合わせて元金550万円までの利息が非課税です。	5年以上	1,000円以上
	財 形 住 宅 預 金	マイホーム購入、建替資金形成のための預金で、財形年金預金と合わせて元金550万円までの利息が非課税です。	5年以上	1,000円以上
	一 般 財 形 預 金	お一人で複数契約もでき、お積み立ての目的は自由です。マイホーム購入・ご結婚・ご旅行・教育資金など自由にご利用いただけます。	3年以上	1,000円以上

付随業務

その他次の各種業務を取扱っております。

- 債務の保証
- 有価証券の貸付
- 代理業務
- ・日本銀行蔵入代理店業務
- ・地方公共団体の公金取扱業務
- ・(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構、(独)福祉医療機構等の代理業務
- ・信託契約代理業務
- 保護預かり及び貸金庫業務
- 両替
- 国債等公共債の引受、窓口販売
- 電子債権記録に係る業務
- 保険商品の募集業務(保険業法に基づく保険募集)
- 共済募集業務(中小労災共済法に基づく共済募集)

為替・外貨の取扱い業務

種 類	内 容	
内 国 為 替	送金・振込	中央しんきんの本支店はもちろん、日本全国どこでも迅速・正確にご送金・お振込をいたします。また、ＡＴＭ(現金自動預払機)でのお振込もお取扱できます。(電信のみ)
	代金取立	手形・小切手などを取立てて、ご指定の口座にご入金いたします。
外 国 為 替	海外送金等を信金中央金庫を通じて取扱っております。	

証券業務

種 類	内 容
国 債	個人向け国債等の販売を行っております。

保険・共済商品販売業務

損害保険商品	商 品 名	保 険 会 社
住 宅 ロ ー ン 関 連 の 長 期 火 災 保 険	GKすまいの保険(ローン団体扱用)	三井住友海上火災保険株式会社
債 務 返 済 支 援 保 険	しんきんグッドサポート	共栄火災海上保険株式会社
傷 害 保 険	標準傷害保険	共栄火災海上保険株式会社
	標準傷害保険(キッズプラン)	共栄火災海上保険株式会社
ペ ッ ト 保 険	どうぶつ健保ふぁみりいぶがちしにあ	アニコム損害保険株式会社

事業性保険商品	商 品 名	保 険 会 社
業 務 災 害 総 合 保 険	ハイパー任意労災	A I G 損 害 保 険 株 式 会 社
事業総合賠償責任保険	STARs	A I G 損 害 保 険 株 式 会 社
雇用管理賠償責任保険	HR Pro	A I G 損 害 保 険 株 式 会 社
企 業 総 合 補 償 保 険	しんきんお店と事務所のほけん	損害保険ジャパン株式会社

生命保険商品	商 品 名	保 険 会 社
個 人 年 金 保 険	しんきんらいふ年金FS	フコクしんらい生命保険株式会社
	たのしみ未来	住 友 生 命 保 険 相 互 会 社
学 資 保 険	たのしみ未来 学資積立プラン	住 友 生 命 保 険 相 互 会 社
	夢みるこどもの学資保険	アフラック生命保険株式会社
医 療 保 険	&LIFE 新医療保険Aセレクト	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	&LIFE 新医療保険Aセレクト(引受緩和型)	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	ハローキティの医療保険	フコクしんらい生命保険株式会社
	新しい形の医療保険REASON	アフラック生命保険株式会社
	新メディフィットPlus	メディケア生命保険株式会社
介 護 保 険	アフラックのしっかり頼れる介護保険	アフラック生命保険株式会社
	笑顔をまもる認知症保険	SOMPOひまわり生命保険株式会社
が ん 保 険	あなたによりそうがん保険 ミライト	アフラック生命保険株式会社
	メディフィットがん保険	メディケア生命保険株式会社
定 期 保 険	ハローキティの定期保険	フコクしんらい生命保険株式会社
終 身 保 険	しんきんらいふ終身FS	フコクしんらい生命保険株式会社
	ふいはーとJロードⅢ	住 友 生 命 保 険 相 互 会 社
	未来の自分が決める保険WAYS	アフラック生命保険株式会社
	資産形成と保障のハイブリッド ツミタス	アフラック生命保険株式会社

共 済 商 品 名	引 受 共 済 団 体
しんきんの共済制度「日本フルハップ」	公益財団法人日本中小企業福祉事業財団

信託契約代理店業務

信 託 商 品	商 品 名	受 託 者
相 続 信 託	こころのバトン	信 金 中 央 金 庫
暦 年 信 託	こころのリボン	信 金 中 央 金 庫

■ 主なローン商品

商 品 名			内容と特色	ご融資期間	ご融資金額
個人向けローン	住宅ローン 130+ 太陽光500	ぬくもり	住宅の新築、増改築、太陽光設備購入等、住宅に関する資金としてご利用いただけます。全期間固定の安心感はそのままに、当初10年間の金利を低く抑えて返済負担を小さくしました。最後まで金利が決まっているから安定した返済計画が立て易く有利にご利用いただけます。	40年以内	1億円以内
		フォーエバー	住宅の新築、増改築、太陽光設備購入等、住宅に関する資金としてご利用いただけます。全期間固定金利でお借入期間中のご返済額が変わりませんので、返済計画、将来設計を立て易く有利にご利用いただけます。	40年以内	1億円以内
		だんらん	住宅の新築、増改築、太陽光設備購入等、住宅に関する資金としてご利用いただけます。3年、5年、10年の固定金利または変動金利の選択ができ有利にご利用いただけます。	40年以内	1億円以内
	中古・リフォーム・解体ローン130+ 太陽光500		個人住宅の増改築、解体、太陽光発電システム設置など幅広く住宅関連資金としてご利用いただけます。	20年以内	1,500万円以内
	マイカーローン 130+充電・蓄電設備100		車の購入から修理、車検、充電、蓄電設備購入等、車に関する費用としてご利用いただけます。	10年以内	1,000万円以内
	教育ローン130		お子さまやご家族の入学金・授業料の他、学校以外の教育施設にかかる費用等教育に伴う資金としてご利用いただけます。	就学期間+20年以内	1,000万円以内
	フリーローン	証書貸付型	お使いみちは自由で幅広く、皆さまの豊かな生活を応援します。また複数のお貸入れをまとめることもできます。	15年以内	1,000万円以内
		カード型	急な出費や一時的な費用としてカードにより出し入れ自由にご利用いただけます。	1年～5年毎の自動更新	50万円～500万円
事業者向けローン	中央しんきん相互関税サポート		米国政府に相互関税措置の影響を直接的・間接的に受けて、資金繰りに支障を致している事業者の方にご利用いただけます。	10年以内	5,000万円以内
	中央しんきんDXサポート		デジタル技術の活用により、業務の効率化や業容拡大・インボイス対応・キャッシュレス対応を図ることを目的としたソフトウェアやシステム導入に対して設備資金・運転資金としてご利用いただけます。	5年以内	2,000万円以内
	中央しんきん2024年問題対応ローン		法人・個人事業主の方の働き方改革に資する業務効率化のための設備投資資金や従業員待遇改善のための運転資金などに幅広くご利用いただけます。	プロパー：5年以内 保証協会：10年以内	5,000万円以内
	協調支援型プロパー融資		原材料の高騰、物価高等の影響を受けて、協調支援型特別保証制度(国制度)及び協調支援型経営課題対応特別資金(県制度)ご利用される事業者の方に、広くご利用いただけます。	10年以内	協調支援型特別保証制度利用額の10%
	中央しんきんビジネスサポート		2年以上事業をされている法人・個人事業主の方に対し、決算書の財務数字によるスコアリングで迅速に対応し、運転資金としてご利用いただけます。	10年以内	3,000万円以内
	創業支援資金「御縁」		創業予定の方、創業後3年未満の個人・法人の方で、運転、設備資金としてご利用いただけます。	運転資金10年以内 設備資金15年以内	5,000万円以内
	中央しんきんSDGs・ESG応縁ローン		SDGsの趣旨に賛同し、持続可能な地域社会づくりへの貢献を目指し事業を展開している法人・個人事業主の方を対象に、設備資金・運転資金としてご利用いただけます。	無担保:10年以内 有担保:20年以内	2億円以内
	ビジネスローンクイック		事業に必要な資金をスピーディーに対応いたします。ご返済は【毎月元金均等返済】または【一括返済】のどちらかをお選びいただけます。	毎月返済：最長10年 期日一括返済：1年以内	500万円以内 【クレディセゾン・オリコ保証】 1,000万円以内 【アイフル保証】
	応 縁 団 【ビジネスカードローン応縁団】		事業に必要な資金をスピーディーに対応でき、自由に何でもお借入れ頂ける当座貸越専用口座です。返済は随時弁済もしくはは約定弁済のどちらかをお選びいただけます。	2年(契約期間) 【BC応縁団は3年】	500万円以内 【BC応縁団は1,000万円以内】
	S ラ イ ン		事業に必要な資金をスピーディーに対応でき、自由に何でもお借入れ頂ける当座貸越専用口座です。返済は随時弁済もしくはは約定弁済のどちらかをお選びいただけます。	2年(契約期間)	5億円以内
	代理業務と制度融資		信金中央金庫及び(株)日本政策金融公庫・(独)住宅金融支援機構・(独)福祉医療機構などの政府系資金の代理業務や島根県、広島県及び各市町村の制度融資を取扱っております。		

●手形貸付、証書貸付、当座貸越、手形割引をお取り扱いしています。
各商品により利率、保証料、お借入限度額、ご返済方法、お使いみち等が異なります。ご契約の際はよくご確認ください。
お申し込みの際には、商品の内容を窓口や営業係におたずねください。なお、無理のない計画的なご利用をお勧めします。

■ その他のサービス

種 類	内 容
公 共 料 金 等 の 自 動 支 払 い	公共料金（電気、電話、水道、NHK、ガス）やクレジット、保険料等をご指定の預金口座から自動的に引き落とし、お支払いいたします。
給与・年金・配当金自動受取り	毎月の給料やボーナス、年金などをご指定の口座で自動的に受取れます。
キャッシュカードサービス	全国の都市銀行、地方銀行、労働金庫など「MICS」マークのある金融機関はもちろん、コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行でもご利用いただけます。また、全国の信用金庫では、「しんきんゼロネットサービス」により、平日の時間内(8時45分～18時)は手数料無料にてご利用いただけます。さらに山陰合同銀行、島根銀行のATMが平日時間内(8時45分～18時)は手数料無料でご利用いただけます。 
インターネットバンキング	インターネット上のホームページから便利なサービスがご利用いただけます。 (サービス機能)残高照会、振込・振替、入出金明細照会、定期預金預入・解約
しんきん携帯電子マネーチャージサービス	お客さまの預金口座からスマートフォン等でご利用のキャッシュレス決済サービスに、その場でチャージ(入金)できるサービスです。チャージが出来る電子マネーは「メルペイ」「PayPay」「d払い」「楽天ペイ」「auペイ」「Jcoin」です。
自 動 振 込	家賃、地代、月謝等毎月決まった先へのお支払を当金庫本支店または他金融機関のご指定口座に振込いたします。
貸 金 庫	貴金属、有価証券、重要書類などお客さまの財産を安全確実に預かりいたします。
夜 間 金 庫	売り上げ代金などを営業時間外でも安全に預かりいたします。
ク レ ジ ャ ッ ト カ ー ド	VISAおよびJCBのクレジットカードのお取り扱いを行っております。
キャッシュサービス	金融機関系・流通信販系クレジットカードによるキャッシングサービスを行っております。
デビットカードサービス	加盟店の専用端末を利用し当金庫のキャッシュカードでお買物ができます。
島根中央信金アプリ	「島根中央信金アプリ」をインストールし、口座情報等を登録していただくと、通帳の残高や入出金明細をいつでもどこでも確認いただけます。
確 定 拠 出 年 金	りそな銀行の個人型確定拠出年金(ideco)を受付金融機関としてお取り扱いしております。
で ん さ い サ ー ビ ス	電子記録債権(でんさい)を利用した資金決済手段をご利用いただけます。
で ん さ い ラ イ ト	電子記録債権(でんさい)を利用した資金決済手段を、スマートフォン・タブレットでもご利用いただけます。
し ん き ん P a y B	税金や公共料金、通販など各種代金の支払いを、コンビニや金融機関などへ出向かずに、コンビニ等払込票のバーコードをスマートフォンのアプリで読み取ることで、登録した預金口座からリアルタイムで決済ができるサービスです。
ケ イ エ ー ル	複数の金融機関の口座情報を一元化、残高不足や資金ショートに対するアラート機能、インボイス制度、電帳法への対応が可能なポータルサイトです。
CO ₂ 排出量の可視化・削減サービスプラットフォーム【e-dash】	事業者の方の脱炭素化を支援するため、以下の支援メニューを提供を致します。 (1)誰でも手軽に取組めるCO ₂ 排出量の可視化 (2)取組の道標となるCO ₂ 排出量の削減目標の設定支援 (3)支援先のアドバイザーをはじめ具体的なCO ₂ 排出量の削減提案
代 理 人 サ ー ビ ス	ご病気などでご本人さまがご来店できない時にあらかじめお届けいただいた代理人の方が、預金手続きを行うことが出来ます。(ただしご本人さまが、意思・判断能力を喪失するまでです)
将来のための代理人サービス	ご本人さまが認知症と診断され、意思・判断能力を喪失された後、あらかじめお届けいただいた代理人の方が預金手続きを行うことが出来ます。



これ1枚に集約!

海外旅行のおともに

キャッシュレスでポイント還元

2枚が1枚になるからお財布スッキリ

当座貸越セットで急な出費にも対応

クレジットカードとして使える



クレジットカードとして使える

キャッシュカードとして使える



車をもつなら… ETCカード年会費無料! 発行手数料無料!

電子マネーなら… 「縁 en」カードにプラス WAON プレゼント!! 年会費無料! 発行手数料無料!

15. 主な手数料一覧表 (2025年5月現在)

振込手数料(1件につき)

		会 員		(非会員)
窓口振込	口座振替	当金庫あて	440円	
		他行あて		
	現金	当金庫あて	770円	
		他行あて		
ATM	口座振替	当金庫あて	55円	110円
		他行あて	440円	
	他行カード・現金によるお振込み	当金庫あて	550円	
		他行あて		
個人インターネットバンキング		当金庫あて	無料	
		他行あて	165円	
法人インターネットバンキング		当金庫あて	55円	
自動振込手数料		他行あて	440円	
ファームバンキング(FB+HB)		当金庫あて	220円	
		他行あて	440円	
自動振込手数料		当金庫あて	110円	
		他行あて	440円	

※視覚障がいまたはその他の障がいで、ATMの利用が困難なお客様の窓口での振込手数料は、ATMでの振込手数料と同額といたします。※ATM振込につきましては上記手数料に加え、別途「ATM利用手数料」欄のお引出しのご利用手数料が必要となります。※店外ATMでの現金振込のお取扱いは出来ません。またATMでの10万円を超えるお振込みは出来ません。※総合振込(DVD・FD)持込の場合は、窓口振込手数料の口座振替に対応する手数料となります。

ATM利用手数料

	曜 日	ご利用時間帯	ご利用カード	当金庫カード	他信用金庫カード	他行カード
お引出し	平 日 (祝日を除く)	8:00～ 8:45		110円	110円	220円
		8:45～18:00		無料	無料	110円
		18:00～21:00		110円	110円	220円
	土 曜 (祝日を除く)	8:00～ 9:00		110円	110円	220円
		9:00～14:00		無料	無料	220円
お預入れ	平 日 (祝日を除く)	14:00～21:00		110円	110円	220円
		日曜・祝日・12/31～1/3		8:00～21:00	110円	220円
		8:00～ 8:45			110円	220円
	土 曜 (祝日を除く)	8:45～18:00			無料	110円
		18:00～21:00			110円	220円
	土 曜 (祝日を除く)	8:00～ 9:00			110円	220円
		9:00～14:00			無料	220円
		14:00～21:00			110円	220円
	日曜・祝日・12/31～1/3	8:00～21:00			110円	220円
		8:00～21:00			110円	220円

※山陰合同銀行・島根銀行発行のカードによる「お引出し」は、土曜9:00～14:00を除いて当金庫カードと同額の利用手数料となります。※ゆうちょ銀行カードによる「お引出し」は、12月31日は上記の曜日に対応する手数料となります。

大量硬貨整理手数料

ご入金やお振込みなどのお取引において「硬貨」の取扱枚数に応じた手数料をいただきます。

取 扱 枚 数	手 数 料
1～ 500枚	無 料
501～1,000枚	550円
1,001～2,000枚	1,100円
2,001～3,000枚	1,650円
以降1,000枚ごとに	550円
下記に該当する場合	2,200円加算

※窓口以外でお預かりする場合も、上表のとおりとさせていただきます。※同日に複数回に分けてご依頼されるなど、実質的に同一のお取扱いに当たる場合は、合計枚数での手数料となります。※両替または大量硬貨入金の際、変形・破損・摩耗した硬貨、水などで濡れた硬貨、粘着物がついた硬貨等のお取扱いは枚数が合計100枚を超える場合、1回あたり別途2,200円(税込)を頂戴いたします。

両替手数料及び金種指定支払手数料

①通常両替(紙幣・硬貨枚数)		②1束単位両替(棒金1束、帯封1束)	
1～50枚	無 料	1束	55円
51～500枚	550円	2束	110円
501～1,000枚	1,100円	3束	165円
1,001～1,500枚	1,650円	4束	220円
以降500枚ごとに	550円	以降1束ごとに	55円

※個人・法人を問わず、すべてのお客さまが対象となります。ただし「法人・個人事業主の方の給与・賞与資金の支払いの場合」は除きます。
※新札への両替も対象となります。
【取扱枚数について】
※両替の場合、持込枚数と受取枚数のいずれか多い方とさせていただきます。
※金種指定の現金のご出金の場合
・お引出し総枚数から万円券を除いた枚数で計算いたします。ただし万円券が新札の場合には、その枚数も含めます。(金種指定のない払出しは手数料は無料です。)
・一部の金種を指定して出金される場合、金種を指定せずに出金された残金についても合計枚数に含まれます。
・同日に複数回に分けてご依頼されるなど、実質的に同一のお取扱いに当たる場合は、合計枚数での手数料となります。
・大量硬貨入金と金種指定払出しを同時にされた場合は、大量硬貨整理手数料と両替手数料のそれぞれをご負担いただきます。
・汚損、破損した現金の交換、記念硬貨からの交換は無料といたします。
【1束単位両替について】
※①1束単位両替は端数を伴わない、1束単位(棒金)のみの両替です。通常両替よりもお安くご利用いただけます。※1束とは、硬貨の場合50枚を束ねた棒金1本、紙幣の場合100枚を束ねた1帯封を指します。上限1人1日1回で、原則、硬貨80本または紙幣100帯封までとさせていただきます。※②通常両替と③1束単位両替の併用はできません。

代金取立手数料

代金取立手数料	支払場所による区分	区分	手形・小切手※(割引手形含む)	
			会 員	非会員
	個別取立	電子交換取引	440円	550円
		普通扱い	880円	
	至急扱い	1,100円		

※個別取立とは電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵送対応が必要となるものです。

組戻し等手数料(1件につき)

送金・振込戻料	1,100円
取立手形組戻(但し、発送前は無料)	
不渡り手形返却料	

諸取扱手数料

通帳発行手数料	新規口座開設時・通帳繰越時		無 料	
当座預金開設手数料			5,500円	
自己宛小切手発行手数料	1枚		1,100円	
通帳・カード・証書等再発行手数料	1枚			
小切手帳発行手数料・約束手形帳発行手数料	1冊 50枚		2,200円	
為替手形帳発行手数料	1冊 25枚			
当座入金帳発行手数料・普通預金入金帳発行手数料	1冊(100枚)			
代金取立手形通帳	1冊(50枚)			
残高証明書等発行手数料 (住宅資金の年末残高証明書、利息証明書含む)	当金庫所定用紙	1申込	550円	
	当金庫所定用紙以外	1申込	3,300円	
夜間金庫使用料	基本契約料	1カ月	4,400円	
	入金帳	1冊(100枚)	2,200円	
貸金庫使用料	立会い型		5,280円	
		Aタイプ(26×35×6cm)	9,240円	
	全自動型	Bタイプ(26×35×10cm)	13,200円	
		Cタイプ(26×35×18cm)	19,800円	
情報開示手数料		1開示請求	1,650円	
取引明細発行手数料(預金・融資)		1依頼書	1,100円	
インターネットバンキング	個人			
	法人	口座振替	無 料	
		オンライン取引	無 料	
		オンライン取引+口座振替	1カ月	1,100円
		全取引		3,300円

でんさい手数料

記録等の種類		手 数 料	
		インターネット(PC)	当金庫窓口(代行)
発生記録	債務者請求方式	220円	440円
	債権者請求方式		
譲渡(分割譲渡)記録		無 料	220円
通常開示			
変更記録	発生記録以外の記録がされていない電子記録債権の変更記録請求の場合	220円	440円
	電子記録の日から起算して5営業日以内に行われる電子記録権利者による単独削除	無 料	220円
	予約の取消	220円	440円
支払等記録		220円	440円
単独保証記録			
「でんさいネット」へ書面を送付する取引			
開 示	特例開示	2,200円	
	残高の開示(都度発行方式)	3,300円	
	残高の開示(定例発行方式)	1,320円	
変更記録	発生記録以外の記録がされている電子記録債権の変更記録請求の場合	1,100円	
支払不能情報照会		2,200円	

■ 融資手数料

住宅ローン関連手数料(1件あたり)

融資事務手数料 (有担保)	めくもり、フォーエバー、だんらん他	55,000円
	一部繰上返済	55,000円
任意繰上返済手数料	全額繰上返済	110,000円
	※但し、返済元金100万円以内の繰上返済は年1回限り無料とします。	

条件変更手数料(1件あたり)

返済条件変更	11,000円
保証人変更	
債務引受	
金利変更(引上・引下・据置・固定変動選択)	
その他条件変更	

消費者金融任意繰上返済手数料(1件あたり カードローンは除きます)

一部・全額繰上返済	5,500円
-----------	--------

不動産担保取扱手数料(1件あたり)

(根)抵当権新規設定	1,000万円未満	16,500円
	1,000万円以上5,000万円未満	33,000円
	5,000万円以上	55,000円
担保変更(極度増減額含む)		33,000円
担保解除		16,500円
委任状再発行		5,500円

債券・動産担保取扱手数料	担保取得	33,000円
	担保変更・解除	22,000円

プロパー・事業性証書貸付 繰上返済手数料	一部繰上返済	55,000円
	全額繰上返済	110,000円
アパートローン物件・ テナント等賃貸物件に係る手数料	変動金利・固定金利選択時(借入時は不要)	5,500円
	一部繰上返済・全額繰上返済	下記※①を参照下さい

※①期限内に全額或いは一部繰上償還された場合、別途当金庫所定の「全額繰上償還手数料」或いは「一部繰上償還手数料」がかかります。詳しくは窓口までお問合ください。

その他融資関連手数料(1件あたり)

口座維持手数料	事業性当座貸越	2,200円
	教育ローンカード	1,650円
ローンカード再発行手数料		1,100円
融資証明書発行手数料 (関心表明書等理事長印を押印する融資関係証明書等含む)		11,000円
保証書(公共工事金銭保証含む)発行・変更保証書発行手数料		1,650円

※本書面記載の他にも手数料をいただくものがございます。詳しくは窓口におたずねください。※各手数料は、消費税相当額を含んでおります。

16. 店舗一覧 (2025年5月現在)

	店 舗 名	住 所	電 話 番 号	ATM	休日運行
出雲市	本店営業部	出雲市今市町252-1	(0853)21-1750	●	●
	塩 治 支 店	出雲市塩治町956-1	(0853)23-0800	●	●
	出雲西支店	出雲市大島町26	(0853)43-0080	●	●
	南 支 店	出雲市駅南町1-2-2	(0853)23-3088	●	●
	小 山 支 店	出雲市渡橋町316-3	(0853)23-1290	●	●
	東 支 店	出雲市中野町323-3	(0853)22-4500	●	●
	斐 川 支 店	出雲市斐川町直江4822-2	(0853)72-0234	●	●
	斐川東支店	出雲市斐川町莊原2249-2	(0853)72-3311	●	●
	大 社 支 店	出雲市大社町修理免766-6	(0853)53-3140	●	●
	平 田 支 店	出雲市平田町2794-1	(0853)62-2680	●	●
大田市	大田営業部	大田市大田町大田イ660-1	(0854)82-0740	●	●
	久 手 支 店	大田市久手町波根西1987-1	(0854)82-8724	●	●
松江市	仁 摩 支 店	大田市仁摩町仁万827-4	(0854)88-2405	●	●
	松 江 支 店	松江市朝日町489	(0852)21-0613	●	●
江津市	松江北支店	松江市北田町59	(0852)21-4358	●	●
	江 津 支 店	江津市江津町922-5	(0855)54-1890	●	●
邑智郡	桜江出張所	江津市桜江町川戸11-1	(0855)92-8037	●	●
	川 本 支 店	邑智郡川本町大字川本592-2	(0855)72-0645	●	●
	瑞 穂 支 店	邑智郡邑南町下田所349-2	(0855)83-1155	●	●
	石 見 支 店	邑智郡邑南町矢上107-2	(0855)95-1231	●	●
	邑 智 支 店	邑智郡美郷町粕淵370-5	(0855)75-1243	●	●

■ 店外キャッシュコーナー一覧表

	設 置 場 所		ATM	休日運行
出雲市	出 雲 市 役 所	出雲市今市町70	●	
	イオンモール出雲店	出雲市渡橋町1066	●	●
	ゆめタウン出雲店	出雲市大塚町650-1	●	●
大田市	グッディー大田出張所	大田市大田町大田口933-6	●	●
	イ オ ン 大 田 店	大田市長久町土江97	●	●
	仁摩支店温泉津出張所	大田市温泉津町小浜口30	●	●
邑智郡	あ い タ ウ ン ア ベ ル	邑智郡邑南町矢上996	●	●

休日運行欄 ●印の付いた店舗および店外キャッシュコーナーは土・日・祝日稼働しております。

ATM 平日・土日・祝日ともに営業時間を拡大

中央しんきんのATMは全店毎日(土日祝日含む)朝の8時から夜8時まで動いています。
(仕事の前に、仕事の後に休日もいつでも使えます。)

当金庫
設置
ATM

毎日 朝8:00～夜8:00

※ゆめタウン出雲・イオンモール出雲・イオン大田店は毎日朝9時～夜9時まで営業しています。

※平日、本店営業部・南支店・小山支店・斐川支店・平田支店・大田営業部では夜9時まで営業しています。

店舗一覧



店外キャッシュコーナー一覧表

出雲市	出雲市役所	出雲市今市町70	ATM
	イオンモール出雲店	出雲市渡橋町1066	ATM 休日運行
	ゆめタウン出雲店	出雲市大塚町650-1	ATM 休日運行
大田市	グッディー大田出張所	大田市大田町大田口933-6	ATM 休日運行
	イオン大田店	大田市長久土上江97	ATM 休日運行
	仁摩支店温泉津出張所	大田市温泉津町小浜口30	ATM 休日運行
邑智郡	あいタウンアベル	邑智郡邑南町矢上996	ATM 休日運行

一年間のあゆみ (2024年4月~2025年3月)

2024年

- 4月
 - ・ユースエール認定(2年連続)
 - ・「江津支店新築移転記念定期預金・定期積金」発売
 - ・島根県内6自治体及び石川県へ企業版ふるさと納税による寄附目録贈呈
- 5月
 - ・出雲・平田・簸川地区スポーツ少年団野球大会を開催
- 6月
 - ・出雲大社境内、石見銀山公園の清掃活動を実施
 - ・「信用金庫の日」各店にてお客様イベント実施
 - ・金利上乘せ定期預金「地域応援! サマーVer.2024定期預金」発売
 - ・第50期通常総代会を開催
 - ・江津支店新築移転オープン
- 7月
 - ・テレホンバンキングサービスの提供終了
- 8月
 - ・CO₂排出量可視化・削減サービスプラットフォーム「e-dash株式会社」とのビジネスマッチングサービス開始
 - ・しまね子育て応援企業(こころカンパニー)認定(更新)
 - ・しまねイクボスネットワーク加入
 - ・出雲市イクボス宣言企業認定登録
 - ・しまね女性の活躍応援企業登録
- 9月
 - ・(第4回)日本政策金融公庫との資本性ローン等案件相談会の開催
- 10月
 - ・アイフル保証付事業性資金「ビジネスカードローン応援団」「ビジネスローンクイック」取扱開始
 - ・保険新商品「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」(アフラック)取扱開始
 - ・「受験生&教育ローン利用者応援キャンペーン」実施
 - ・「プレミアム旅行会2024」実施(劇団四季ライオンキング・歌舞伎観劇等)
 - ・金利上乘せ定期預金「地域応援! オータムVer.2024定期預金」発売
- 11月
 - ・「高病原性鳥インフルエンザ」の疑似患者に関する相談窓口の設置
 - ・島根中央信金アプリバンキングの提供開始
 - ・しまねいきいき雇用賞受賞
 - ・「島根県内3信用金庫ビジネスフェア・島根県産品展示商談会2024」開催
 - ・いずも産業未来博「御縁」ブース参加(「御縁」が取扱う創業者(飲食店)29先)
- 12月
 - ・ATMでのAI検知による振り込み詐欺防止機能の利用開始
 - ・金利上乘せ定期預金「地域応援! ウィンターVer.2024定期預金」発売
 - ・「能登半島復興応援寄附付定期預金」発売

2025年

- 1月
 - ・新年賀詞交換会(出雲・大田会場)開催
 - ・住宅ローン控除の改正に伴う「年末残高調書方式」の取扱開始
 - ・大和リビング株式会社との「ビジネスマッチングサービス」の開始
 - ・しまね女性の活躍応援企業賞受賞
- 2月
 - ・島根県丸山知事ご来訪 ~人財戦略について意見交換~
 - ・「能登半島復興応援寄附付定期預金」発売
 - ・「新生活&マイカー・教育ローン応援キャンペーン」実施
- 3月
 - ・令和6年度地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例の内閣府特命担当大臣表彰
 - ・健康経営優良法人2025(中小規模法人部門)認定(2年連続)
 - ・厚生労働省「えるぼし認定(2つ星)」認定
 - ・「地域応援! スプリングVer.2025定期預金」発売
 - ・「御縁」連携団体共催「創業セミナー」開催
 - ・子ども食堂への寄付を実施(出雲市内35団体、大田市社会福祉協議会)

資料編

貸借対照表	39
損益計算書	44
剰余金処分計算書	45
最近5年間の主要な経営指標の推移	46
業務粗利益	46
業務純益	46
資金運用収支の内訳	46
利 鞘	46
受取・支払利息の増減	47
利 益 率	47
預金積金及び譲渡性預金平均残高	47
定期預金残高	47
貸出金平均残高	47
貸出金残高	47
貸出金の担保別内訳	48
債務保証見返の担保別内訳	48
貸出金業種別内訳	48
貸出金使途別残高	48
消費者ローン・住宅ローン残高	48
預 貸 率	48
商品有価証券の種類別の平均残高	49
有価証券の種類別の残存期間別の残高	49
有価証券平均残高	49
預 証 率	49
有価証券の時価に関する情報	49～50
金銭の信託の時価に関する情報	50
デリバティブ取引	50
貸倒引当金内訳	51
貸出金償却	51
報酬体系について	51
信用金庫法及び金融再生法に基づく開示債権について	52
自己資本の充実の状況等について	53

■記載計数は単位未満を切り捨てて表示しています。
■当金庫は国際業務を行っていないため、国内業務部門と国際業務部門との区別はしていません。

貸借対照表

資産の部			(単位:百万円)	
科 目	第50期 <2024年3月31日現在>	第51期 <2025年3月31日現在>		
(資 産 の 部)				
現 金	2,092	2,206		
預 け 金	23,496	43,822		
金 銭 の 信 託	－	－		
有 価 証 券	104,822	80,964		
国 債	782	711		
地 方 債	26,526	21,076		
社 債	2,592	2,229		
株 式	4,300	5,928		
そ の 他 の 証 券	70,620	51,017		
貸 出 金	166,510	173,657		
割 引 手 形	445	245		
手 形 貸 付	3,600	2,816		
証 書 貸 付	150,176	156,746		
当 座 貸 越	12,288	13,849		
そ の 他 資 産	1,805	2,031		
未 決 済 為 替 貸	56	21		
信 金 中 金 出 資 金	1,265	1,265		
前 払 費 用	0	－		
未 収 収 益	332	320		
そ の 他 の 資 産	150	424		
有 形 固 定 資 産	3,935	3,897		
建 物	1,057	1,139		
土 地	2,224	2,207		
リ ー ス 資 産	281	264		
建 設 仮 勘 定	99	0		
その他の有形固定資産	271	284		
無 形 固 定 資 産	32	25		
ソ フ ト ウ ェ ア	19	12		
その他の無形固定資産	12	12		
前 払 年 金 費 用	89	149		
繰 延 税 金 資 産	1,537	2,089		
債 務 保 証 見 返	2,424	2,503		
貸 倒 引 当 金	△ 1,230	△ 1,921		
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,081)	(△ 1,280)		
資 産 の 部 合 計	305,517	309,426		

(注)2017年8月10日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資の全額を消却いたしました。優先出資の消却を受け、貸借対照表上、優先出資金に計上していた250百万円を2017年度よりその他の出資金に振り替えて計上しております。

負債及び純資産の部			(単位:百万円)	
科 目	第50期 <2024年3月31日現在>	第51期 <2025年3月31日現在>		
(負 債 の 部)				
預 金 積 金	284,373	293,892		
当 座 預 金	4,318	4,014		
普 通 預 金	86,181	88,985		
貯 蓄 預 金	392	353		
通 知 預 金	96	18		
定 期 預 金	181,392	187,633		
定 期 積 金	11,239	11,288		
そ の 他 の 預 金	752	1,597		
借 用 金	7,140	1,110		
借 入 金	1,140	1,110		
当 座 借 越	6,000	－		
そ の 他 負 債	1,522	1,763		
未 決 済 為 替 借	163	47		
未 払 費 用	667	844		
給 付 補 填 備 金	20	24		
未 払 法 人 税 等	72	197		
前 受 収 益	56	63		
払 戻 未 済 金	25	28		
払 戻 未 済 持 分	55	59		
職 員 預 り 金	62	56		
リ ー ス 債 務	302	291		
資 産 除 去 債 務	44	82		
そ の 他 の 負 債	51	67		
賞 与 引 当 金	142	156		
退 職 給 付 引 当 金	－	－		
役員退職慰労引当金	78	80		
睡眠預金払戻損失引当金	40	47		
偶 発 損 失 引 当 金	89	108		
繰 延 税 金 負 債	－	－		
再評価に係る繰延税金負債	84	83		
債 務 保 証	2,424	2,503		
負 債 の 部 合 計	295,895	299,747		
(純 資 産 の 部)				
出 資 金	1,964	1,948		
普 通 出 資 金	1,714	1,698		
優 先 出 資 金	－	－		
その他の出資金	250	250		
資 本 剰 余 金	250	250		
資 本 準 備 金	250	250		
利 益 剰 余 金	10,172	11,075		
利 益 準 備 金	1,980	1,964		
その他利益剰余金	8,192	9,110		
特 別 積 立 金	7,380	8,130		
(うち体質強化積立金)	(1,500)	(1,500)		
当期末処分剰余金	812	980		
処 分 未 済 持 分	0	△ 6		
会 員 勘 定 合 計	12,386	13,266		
その他有価証券評価差額金	△ 2,964	△ 3,778		
土 地 再 評 価 差 額 金	200	191		
評価・換算差額等合計	△ 2,764	△ 3,587		
純 資 産 の 部 合 計	9,622	9,679		
負債及び純資産の部合計	305,517	309,426		

貸借対照表注記事項

第51期<2025年3月31日現在>

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建 物 | 20年～39年 |
| その他 | 3年～15年 |
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産(外国通貨)は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- | |
|---|
| 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 |
| また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。当該予想損失額は、3年間の貸倒実績の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。 |
| さらに、破綻懸念先、業況が低調あるいは財務内容に問題があるなど注意を要する債務者(以下「要注意先」という。))及び要注意先のうち当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権である債務者(以下「要管理先」という。))のうち非保全額が一定額以上かつ将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローによる回収額を検討のうえ、必要と認められる額を計上しております。 |
| 上記以外の債権については、要管理先に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、また要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という。))に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、3年間または1年間の貸倒実績の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 |
| すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び本部関連部署において一次査定を実施し、業務部が二次査定を行ったのち、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。 |
| なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は200百万円であります。 |
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 当金庫は、確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。
- | | |
|---|--|
| 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。 | |
| 過去勤務費用 | その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(16年)による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理 |
- また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|---|--------------|
| ①制度全体の積立状況に関する事項(2024年3月31日現在) | |
| 年金資産の額 | 1,832,300百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,853,684百万円 |
| 差引額 | △21,384百万円 |
| ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(自2024年3月1日至2024年3月31日) | |
| | 0.2135% |
| ③補足説明 | |
| 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金37百万円を費用処理しております。 | |
| なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。 | |
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得価格に含めて計上しております。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。
- | | |
|---|----------|
| 貸倒引当金 | 1,921百万円 |
| 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、8.に記載しております。 | |
| 債務者区分の判定や将来キャッシュ・フローの見積りに利用した事業計画における販売予測、経費削減見込及び債務返済予定等の将来見込について仮定をおいております。 | |
| 貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確定であり、見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。 | |
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
- | |
|--------|
| 241百万円 |
|--------|
17. 有形固定資産の減価償却累計額
- | |
|----------|
| 2,590百万円 |
|----------|

18. 有形固定資産の圧縮記帳額
- | |
|--------|
| 282百万円 |
|--------|
19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 482百万円 |
| 危険債権額 | 6,671百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | －百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 340百万円 |
| 合計額 | 7,494百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は245百万円であります。
21. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 199百万円 |
| 預 け 金 | 11,205百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預 金 | 67百万円 |
| 借 用 金 | 1,110百万円 |
- 上記のほか、為替決済の担保として、預け金3,500百万円を差し入れております。
22. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | |
|---|------------|
| 再評価を行った年月日 | 1999年3月31日 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | |
| 土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める方法(不動産鑑定士による鑑定評価及び固定資産税評価)に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。 | |
| 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | 402百万円 |
23. 出資1口当たりの純資産額
- | |
|----------|
| 2,861円0銭 |
|----------|
24. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように資産及び負債の総合

- 的管理(ALM)をしております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当金庫は、市場リスク管理要領等の諸規定を定め、ALMによって金利変動リスク及び価格変動リスクを管理しております。
- 具体的には、貸出資産の健全性の向上を図るため、融資案件の審査・管理、貸出金の信用リスク管理を行う業務部を設置しております。融資審査にあたっては、融資に関する基本原則を遵守し、事業計画や資金使途の妥当性、返済能力、担保などを総合的に評価し厳正な審査をしております。さらに、一定金額以上の融資案件や一定融資残高以上の融資先の案件などについては、融資特別審議委員会において審議する等、一層厳格な審査体制としております。
- また、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告しております。
- なお、有価証券の発行体の信用リスクは経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- 当金庫は、市場リスク管理要領等の諸規定を定め、ALMによって金利変動リスク及び価格変動リスクを管理しております。
- (i)金利リスクの管理
- 経営企画部において、一定の金利ショックを想定した場合における銀行勘定の金利リスク量の計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより計測を行い、リスク管理委員会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告しております。
- (ii)価格変動リスクの管理
- 市場運用商品(有価証券)の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用方針及び有価証券運用方針に従い行われております。
- このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、時価評価及び最大損失額によるリスク量の計測を行い、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。
- これらの情報は経営企画部を通じ、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。
- (iii)市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」の市場リスク量をVaRにより四半期(「有価証券」は月次)で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。
- 当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1,200営業日)により算出しており、2025年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,235百万円です。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫は、流動性リスク管理要領等の諸規定を定め、流動性リスクを管理しております。
- 具体的には、余裕資金の運用に関して、流動性の高い運用商品への投資に努めるとともに、経営企画部が資金繰りの状況を日次、週次、旬次、月次ベースで算出し、預金に対する支払い可能資産の保有割合(支払準備率)により、適正な流動性の維持、管理を行っております。
- これらの情報は経営企画部を通じ、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、現金は時価が帳簿価格と一致することから注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
1) 預け金	43,822	42,653	△1,168
(2) 有価証券	80,911	79,930	△980
満期保有目的の債券	10,116	9,135	△980
その他の有価証券	70,795	70,795	—
(3) 貸出金(※1)	173,657	—	—
貸倒引当金(※2)	△1,916	—	—
	171,740	171,597	△143
金融資産計	296,473	294,180	△2,291
(1) 預金積金	293,892	294,003	110
(2) 借入金(※1)	1,110	1,074	△35
金融負債計	295,002	295,077	75

- (※1)貸出金、借入金の「時価」には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- (※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (※3)その他の有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格等によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から27.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①、②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、SWAP、JGB)で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、

将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した借入金の元利金の合計額を市場金利(SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	43
信金中央金庫出資金(※1)	1,265
組合出資金等(※3)	8
合 計	1,318

- (※1)非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (※2)当事業年度において、非上場株式について減損はありません。
- (※3)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※1)	22,762	15,440	2,920	2,700
有価証券	2,377	5,451	6,066	32,863
満期保有目的の債券	1,074	1,155	1,987	5,900
その他の有価証券のうち満期があるもの	1,303	4,296	4,079	26,963
貸出金(※2)	15,265	42,117	31,609	70,448
合 計	40,404	63,008	40,595	106,011

- (※1)預け金のうち、流動性預け金は「1年以内」に含めております。
- (※2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	179,311	106,739	7,170	155
借入金	30	1,080	—	—
合 計	179,341	107,819	7,170	155

(※)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含め、定期性預金のうち、満期日を経過した預金は期間の定めがないものとして含めておりません。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27. も同様であります。

(1)満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	199	208	8
	社 債	106	109	3
	その他	1,187	1,219	31
	小 計	1,493	1,537	44
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	223	219	△3
	その他	8,400	7,378	△1,021
	小 計	8,623	7,597	△1,025
合 計		10,116	9,135	△980

(2)その他の有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,495	1,443	52
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	18,046	16,866	1,180
	小 計	19,542	18,310	1,232
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	4,389	4,652	△263
	債 券	23,488	28,511	△5,022
	国 債	711	897	△186
	地方債	20,876	25,493	△4,616
	社 債	1,900	2,119	△219
	そ の 他	23,374	24,596	△1,221
	小 計	51,252	57,759	△6,507
合 計		70,795	76,070	△5,274

27. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

(単位:百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	16,609	798	629
債 券	2,371	—	283
国 債	—	—	—
地方債	2,371	—	283
社 債	—	—	—
そ の 他	118,147	2,380	1,562
合 計	137,128	3,179	2,475

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,221百万円であります。このうち原契約期間が1年以上のもの(または任意の時期に無条件で取消可能なもの)が11,667百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
その他の有価証券	1,496百万円
貸倒引当金	412百万円
減価償却限度超過額	145百万円
賞与引当金	43百万円
偶発損失引当金	30百万円
資産除去債務	23百万円
役員退職慰労引当金	22百万円
その他	49百万円
繰延税金資産小計	2,224百万円
評価性引当額	△91百万円
繰延税金資産合計	2,132百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	42百万円
繰延税金負債合計	42百万円
繰延税金資産の純額	2,089百万円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律(2025年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以降に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、2026年4月1日以降開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.37%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は50百万円増加し、その他の有価証券評価差額は37百万円増加し、法人税等調整額は12百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は2百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

30. 追加情報

その他の出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(1993年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した250百万円が含まれております。

損益計算書

(単位:千円)		
科 目	第50期 〈2023年4月1日～ 2024年3月31日〉	第51期 〈2024年4月1日～ 2025年3月31日〉
経 常 収 益	5,775,942	7,934,572
資 金 運 用 収 益	4,237,905	4,440,236
貸 出 金 利 息	2,471,545	2,694,492
預 け 金 利 息	175,492	225,744
有価証券利息配当金	1,569,104	1,498,183
その他の受入利息	21,762	21,816
役務取引等収益	264,541	260,773
受入為替手数料	77,414	80,015
その他の役務収益	187,126	180,757
そ の 他 業 務 収 益	94,748	2,414,334
外国為替売買益	－	－
国債等債券売却益	51,148	2,361,245
国債等債券償還益	－	－
その他の業務収益	43,599	53,089
そ の 他 経 常 収 益	1,178,747	819,227
貸倒引当金戻入益	65,432	－
償却債権取立益	2,539	14,047
株式等売却益	1,110,732	805,147
金銭の信託運用益	－	－
その他の経常収益	43	32
経 常 費 用	4,717,092	6,688,687
資 金 調 達 費 用	338,764	467,349
預 金 利 息	323,655	453,324
給付補填備金繰入額	8,417	10,050
借 用 金 利 息	6,375	3,681
その他の支払利息	316	292
役務取引等費用	274,851	287,974
支払為替手数料	25,752	26,405
その他の役務費用	249,099	261,568
そ の 他 業 務 費 用	1,306,451	1,833,163
外国為替売買損	－	－
国債等債券売却損	261,116	387,572
国債等債券償還損	1,045,280	1,445,543
その他の業務費用	55	46
経 費	2,480,516	2,668,790
人 件 費	1,561,949	1,617,559
物 件 費	831,432	954,264
税 金	87,134	96,967
そ の 他 経 常 費 用	316,507	1,431,409
貸倒引当金繰入額	－	691,031
貸 出 金 償 却	－	－
株式等売却損	190,335	644,663
株 式 等 償 却	－	－
金銭の信託運用損	－	－
その他資産償却	55	4
その他の経常費用	126,116	95,710
経 常 利 益	1,058,850	1,245,884

(単位:千円)		
科 目	第50期 〈2023年4月1日～ 2024年3月31日〉	第51期 〈2024年4月1日～ 2025年3月31日〉
特 別 利 益	16,782	4,627
固定資産処分益	16,782	4,627
特 別 損 失	37,430	6,966
固定資産処分損	19,115	0
減 損 損 失	18,315	6,966
その他の特別損失	－	－
税引前当期純利益	1,038,202	1,243,544
法人税、住民税及び事業税	198,884	514,738
法 人 税 等 調 整 額	86,682	△ 192,365
法 人 税 等 合 計	285,567	322,373
当 期 純 利 益	752,634	921,171
繰越金(当期首残高)	51,853	52,144
土地再評価差額金取崩額	7,784	7,067
当 期 末 処 分 剩 余 金	812,272	980,384

損益計算書注記事項

第51期<2024年4月1日～2025年3月31日>

- 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 出資1口当たり当期純利益金額 269円79銭
- 3. 地価等の下落が生じた以下の資産について、帳簿価額を売却可能価額まで減額し、当該減少額6,966千円を減損損失として特別損失に計上しております。

(単位:千円)			
地 域	主な用途	種 類	減損損失
大田市内	営業用店舗	土地	6,760
江津市内	遊休資産	土地	205
	合 計		6,966

資産のグルーピングについては、営業店舗は管理会計上の最小区分である営業店単位とし、本部等の独立したキャッシュ・フローを生み出さないものは、共用資産としております。また、遊休資産については、個々の物件を単位としております。
なお、回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、固定資産税評価額等を基礎としております。

剰余金処分計算書

(単位:円)		
科 目	第50期 〈2023年4月1日～ 2024年3月31日〉	第51期 〈2024年4月1日～ 2025年3月31日〉
当 期 末 処 分 剩 余 金	812,272,725	980,384,139
積 立 金 取 崩 額	15,492,000	16,204,500
計	827,764,725	996,588,639
剰 余 金 処 分 額	775,619,878	930,433,707
利 益 準 備 金	0	0
普通出資に対する配当金	25,619,878	30,433,707
(配 当 率)	(年1.5%)	(年1.8%)
特 別 積 立 金	750,000,000	900,000,000
繰越金(当期末残高)	52,144,847	66,154,932

会計監査人による監査

当金庫の令和7年3月期の計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、注記及びその付属明細書並びに剰余金処分案については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、令和7年5月30日付の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しておりますが、この財務諸表そのものについては監査を受けておりません。

代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2025年6月18日

島根中央信用金庫

理事長 福 間 均

最近5年間の主要な経営指標の推移

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経 常 収 益	4,720,706 千円	4,599,721	4,668,735	5,775,942	7,934,572
経常利益(△は経常損失)	1,235,380 千円	931,840	908,051	1,058,850	1,245,884
当期純利益(△は当期純損失)	1,059,412 千円	802,648	891,212	752,634	921,171
出 資 総 額	2,046 百万円	2,035	1,980	1,964	1,948
普 通 出 資	1,796 百万円	1,785	1,730	1,714	1,698
優 先 出 資	－ 百万円	－	－	－	－
そ の 他 の 出 資	250 百万円	250	250	250	250
出 資 総 口 数	359 万口	357	346	342	339
普 通 出 資	359 万口	357	346	342	339
優 先 出 資	－ 万口	－	－	－	－
純 資 産 額	11,842 百万円	10,521	7,977	9,622	9,679
総 資 産 額	261,104 百万円	283,877	298,816	305,517	309,426
預 金 積 金 残 高	242,408 百万円	262,050	277,073	284,373	293,892
貸 出 金 残 高	140,762 百万円	146,628	158,507	166,510	173,657
有 価 証 券 残 高	96,377 百万円	108,722	109,972	104,822	80,964
単 体 自 己 資 本 比 率	9.31 %	9.11	9.14	8.96	8.75
普通出資に対する配当金(出資1口当たり)	7.5 円	7.5	7.5	7.5	9.0
優先出資に対する配当金(出資1口当たり)	－ 円	－	－	－	－
役 員 数	11 人	11	11	11	10
うち常勤役員数	6 人	6	6	6	5
職 員 数	225 人	214	209	216	221
会 員 数	30,188 人	29,952	26,923	26,733	26,369

(注) 1.「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規程に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。
2.「その他の出資金」250百万円は、2017年8月10日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資の全額を消却したことにより、優先出資金からその他の出資金に振り替えたものです。

業務粗利益

(単位:千円)

区 分	2023年度	2024年度
資 金 運 用 収 支	3,899,140	3,972,887
資 金 運 用 収 益	4,237,905	4,440,236
資 金 調 達 費 用	338,764	467,349
役 務 取 引 等 収 支	△ 10,310	△ 27,201
役 務 取 引 等 収 益	264,541	260,773
役 務 取 引 等 費 用	274,851	287,974
そ の 他 の 業 務 収 支	△ 1,211,703	581,171
そ の 他 業 務 収 益	94,748	2,414,334
そ の 他 業 務 費 用	1,306,451	1,833,163
業 務 粗 利 益	2,677,127	4,526,856
業 務 粗 利 益 率	0.89%	1.46%

(注) 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位:千円)

区 分	2023年度	2024年度
業 務 純 益	211,167	1,378,405
実 質 業 務 純 益	211,167	1,870,040
コ ア 業 務 純 益	1,466,414	1,341,911
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	1,466,414	1,328,342

(注) 1.業務純益＝業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2.実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3.コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

区 分	平均 残 高 (百万円)		利 息 (千円)		利 回 り (%)	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
資 金 運 用 勘 定	300,417	308,303	4,237,905	4,440,236	1.41	1.44
う ち 貸 出 金	161,072	169,340	2,471,545	2,694,492	1.53	1.59
う ち 預 け 金	27,543	29,249	175,492	225,744	0.63	0.77
う ち 有 価 証 券	110,932	108,448	1,569,104	1,498,183	1.41	1.38
資 金 調 達 勘 定	291,833	299,064	338,764	467,349	0.11	0.15
う ち 預 金 積 金	289,099	297,813	332,072	463,375	0.11	0.15
う ち 借 用 金	2,670	1,191	6,375	3,681	0.23	0.30

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2023年度 118百万円、2024年度123百万円)を控除して表示しております。

利 鞘

(単位:%)

区 分	2023年度	2024年度
資 金 運 用 利 回	1.41	1.44
資 金 調 達 原 価 率	0.96	1.04
総 資 金 利 鞘	0.44	0.39

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

区 分	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	130,242	200,128	330,371	117,241	85,089	202,331
う ち 貸 出 金	154,857	26,026	180,883	131,559	91,386	222,946
う ち 預 け 金	16,755	119,020	135,776	13,166	37,085	50,251
う ち 有 価 証 券	△ 41,452	55,164	13,711	△ 34,324	△ 36,596	△ 70,920
支 払 利 息	9,343	22,309	31,652	8,969	119,615	128,585
う ち 預 金 積 金	10,737	22,190	32,927	13,557	117,744	131,302
う ち 借 用 金	△ 1,416	118	△ 1,297	△ 4,570	1,876	△ 2,693

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法によって算出しております。

利 益 率

(単位:%)

区 分	2023年度	2024年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.34	0.39
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.24	0.29

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
流 動 性 預 金	98,018	99,692
う ち 有 利 息 預 金	81,532	83,596
定 期 性 預 金	190,392	197,538
うち固定金利定期預金	179,578	186,296
うち変動金利定期預金	5	5
そ の 他	688	583
計	289,099	297,813
譲 渡 性 預 金	－	－
合 計	289,099	297,813

(注) 1.流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
2.定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

(単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
定 期 預 金	181,392	187,633
固 定 金 利 定 期 預 金	181,386	187,627
変 動 金 利 定 期 預 金	5	5
そ の 他	0	0

貸出金平均残高

(単位:百万円)

科 目	2023年度	2024年度
手 形 貸 付	3,266	3,305
証 書 貸 付	146,142	153,270
当 座 貸 越	11,370	12,436
割 引 手 形	292	327
合 計	161,072	169,340

貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
貸 出 金	166,510	173,657
固 定 金 利	70,376	75,092
変 動 金 利	96,133	98,565

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
当 金 庫 預 金 積 金	1,203	1,187
有 価 証 券	17	17
動 産	—	—
不 動 産	54,695	60,997
そ の 他	80	400
計	55,997	62,602
信用保証協会・信用保険	26,884	25,860
保 証	28,318	26,916
信 用	55,310	58,277
合 計	166,510	173,657

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	367	340
そ の 他	—	—
計	367	340
信用保証協会・信用保険	3	2
保 証	726	661
信 用	1,328	1,499
合 計	2,424	2,503

貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度			2024年度		
	貸出先数	貸出金残高	構 成 比	貸出先数	貸出金残高	構 成 比
製 造 業	174	7,114	4.27	181	6,821	3.92
農 業 、 林 業	20	182	0.10	19	158	0.09
漁 業	19	238	0.14	25	384	0.22
鉱業、採石業、砂利採取業	4	170	0.10	4	125	0.07
建 設 業	448	14,747	8.85	450	15,178	8.74
電気・ガス・熱供給・水道業	17	549	0.32	16	501	0.28
情 報 通 信 業	14	630	0.37	14	548	0.31
運 輸 業 、 郵 便 業	58	2,100	1.26	61	2,046	1.17
卸 売 業 、 小 売 業	406	11,886	7.13	397	11,356	6.53
金 融 業 、 保 険 業	16	9,096	5.46	17	9,663	5.56
不 動 産 業	259	29,072	17.45	278	33,027	19.01
物 品 賃 貸 業	4	364	0.21	4	334	0.19
学術研究、専門・技術サービス業	16	253	0.15	17	381	0.21
宿 泊 業	26	1,066	0.64	30	1,035	0.59
飲 食 業	216	3,016	1.81	217	2,993	1.72
生活関連サービス業、娯楽業	121	3,802	2.28	121	3,462	1.99
教 育 、 学 習 支 援 業	16	427	0.25	16	371	0.21
医 療 、 福 祉	68	3,505	2.10	71	3,396	1.95
そ の 他 の サ ー ビ ス	295	8,004	4.80	303	8,428	4.85
小 計	2,197	96,228	57.79	2,241	100,215	57.70
国・地方公共団体	10	7,974	4.78	10	6,899	3.97
個 人	8,138	62,307	37.41	8,002	66,541	38.31
合 計	10,345	166,510	100.00	10,253	173,657	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金用途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	2023年度		2024年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	97,029	58.27	105,327	60.65
運 転 資 金	69,481	41.73	68,329	39.35
合 計	166,510	100.00	173,657	100.00

預貸率

(単位:%)

区 分	2023年度	2024年度
期 末 預 貸 率	58.55	59.08
期 中 平 均 預 貸 率	55.71	56.86

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
消 費 者 ロ ー ン	7,481	7,898
住 宅 ロ ー ン	51,232	55,621

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

2023年度 (単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	782	—	782
地 方 債	—	—	—	—	2,860	23,666	—	26,526
社 債	108	107	107	460	1,810	—	—	2,592
株 式	—	—	—	—	—	—	4,300	4,300
外 国 証 券	—	2,888	3,064	786	2,958	11,563	19,751	41,012
そ の 他 の 証 券	2,432	2,064	2,167	4,332	864	—	17,744	29,607

2024年度 (単位:百万円)

区 分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	711	—	711
地 方 債	—	—	—	199	—	20,876	—	21,076
社 債	74	102	53	100	1,900	—	—	2,229
株 式	—	—	—	—	—	—	5,928	5,928
外 国 証 券	2,294	1,086	2,840	1,256	1,676	11,274	12,825	33,254
そ の 他 の 証 券	8	528	841	542	391	—	15,451	17,762

有価証券平均残高

(単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
国 債	1,034	897
地 方 債	30,507	28,664
短 期 社 債	—	—
社 債	4,438	2,569
株 式	2,846	3,239
外 国 証 券	47,155	42,117
そ の 他 の 証 券	24,950	30,960
合 計	110,932	108,448

預証率

(単位:%)

区 分	2023年度	2024年度
期 末 預 証 率	36.86	27.54
期 中 平 均 預 証 率	38.37	36.41

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券の時価に関する情報

●売買目的有価証券

該当ありません。

●満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	199	220	20	199	208	8
	社 債	266	275	9	106	109	3
	そ の 他	2,185	2,240	54	1,187	1,219	31
	小 計	2,651	2,736	84	1,493	1,537	44
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	171	169	△ 1	223	219	△ 3
	そ の 他	7,900	7,355	△ 544	8,400	7,378	△ 1,021
	小 計	8,071	7,525	△ 545	8,623	7,597	△ 1,025
合 計		10,722	10,261	△ 461	10,116	9,135	△ 980

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●その他の有価証券

(単位:百万円)

	種 類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	3,313	3,041	272	1,495	1,443	52
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	19,386	18,336	1,049	18,046	16,866	1,180
	小 計	22,700	21,378	1,321	19,542	18,310	1,232
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	942	971	△ 28	4,389	4,652	△ 263
	債 券	29,264	32,404	△ 3,139	23,488	28,511	△ 5,022
	国 債	782	897	△ 115	711	897	△ 186
	地 方 債	26,326	29,248	△ 2,922	20,876	25,493	△ 4,616
	社 債	2,155	2,257	△ 102	1,900	2,119	△ 219
	そ の 他	41,136	43,387	△ 2,251	23,374	24,596	△ 1,221
	小 計	71,344	76,763	△ 5,419	51,252	57,759	△ 6,507
合 計		94,044	98,141	△ 4,097	70,795	76,070	△ 5,274

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

●市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

区 分	2023年度	2024年度
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	43	43
組 合 出 資 金 等	11	8
合 計	55	52

金銭の信託の時価に関する情報

●運用目的の金銭の信託

該当ありません。

●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

●その他の金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引等はいずれも実績がございません。

貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

内 訳	期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	そ の 他	
一般貸倒引当金	2023年度	269	149	—	269
	2024年度	149	640	—	149
個別貸倒引当金	2023年度	1,332	1,076	305	1,021
	2024年度	1,081	1,275	0	1,076
合 計	2023年度	1,601	1,225	305	1,291
	2024年度	1,230	1,916	0	1,225

貸出金償却

(単位:千円)

	2023年度	2024年度
貸 出 金 償 却	—	—

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。
a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2)2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	89

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」79百万円となっております。なお、2024年度は、賞与の支払いはありませんでした。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権について

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保 全 額 (b)			保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a - c)
				担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)		
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2023年度	427	427	278	148	100.00%	100.00%
	2024年度	482	482	248	233	100.00%	100.00%
危 険 債 権	2023年度	6,349	5,536	4,608	928	87.20%	53.31%
	2024年度	6,671	5,852	4,810	1,042	87.73%	56.02%
要 管 理 債 権	2023年度	429	154	136	17	36.02%	6.03%
	2024年度	340	135	117	17	39.61%	7.88%
三月以上延滞債権	2023年度	—	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2023年度	429	154	136	17	36.02%	6.03%
	2024年度	340	135	117	17	39.61%	7.88%
小 計 (A)	2023年度	7,205	6,118	5,024	1,094	84.91%	50.16%
	2024年度	7,494	6,470	5,176	1,293	86.33%	55.80%
正 常 債 権 (B)	2023年度	161,848					
	2024年度	168,773					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2023年度	169,054					
	2024年度	176,268					

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

要管理債権

信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

(注)「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

自己資本の充実の状況等について

本開示は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき開示を行っております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の構成に関する事項

当金庫の自己資本は、会員の皆さまからの出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

普通出資	①発行主体:島根中央信用金庫 ②コア資本に係る基礎的項目の額に算入された額:1,698百万円
	①発行主体:島根中央信用金庫 ②コア資本に係る基礎的項目の額に算入された額:500百万円

(単位:百万円、%)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	12,360	13,236
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,214	2,198
うち、利益剰余金の額	10,172	11,075
うち、外部流出予定額(△)	25	30
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△6
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	149	640
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	149	640
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,509	13,876
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	23	18
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	23	18
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	89	149
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	113	167
自己資本		
自己資本の額((イ)+(ロ)) (ハ)	12,396	13,709
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	130,929	149,815
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	7,316	6,787
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	138,245	156,602
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.96%	8.75%

自己資本の充実度に関する事項

当金庫は、これまで、会員の皆さまからの出資金や利益金の内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分に確保していると評価しております。また、当金庫は国内基準を採用しており、この基準となる4%を超える自己資本比率を有するとともに、適正な貸倒引当金を計上して資産の健全性維持に努めております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(単位:百万円)

項 目		2023年度		2024年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計		130,929	5,237	149,815	5,992
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		128,767	5,150	142,008	5,680
現金		—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		37	1	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		235	9	221	8
地方三公社向け		9	0	4	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		10,132	405	14,262	570
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				830	33
カバード・ボンド向け				—	—
法人等向け		22,087	883	21,565	862
中小企業等向け及び個人向け		29,055	1,162		
中堅中小企業等向け及び個人向け				20,778	831
トランザクター向け				487	19
抵当権付住宅ローン		16,951	678		
不動産取得等事業向け		8,311	332		
不動産関連向け				54,378	2,175
自己居住用不動産等向け				28,763	1,150
賃貸用不動産向け				17,798	711
事業用不動産関連向け				7,817	312
その他不動産関連向け				—	—
ADC向け				—	—
劣後債券及びその他資本制証券等				—	—
三月以上延滞等		73	2		
延滞等向け				1,765	70
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				537	21
取立未済手形		11	0	4	0
信用保証協会等による保証付		1,121	44	1,269	50
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—
出資等		4,068	162		
出資等のエクスポージャー		4,068	162		
重要な出資のエクスポージャー		—	—		
株式等				19,925	797
上記以外		9,261	370	7,293	291
重要な出資のエクスポージャー				—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー		—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー		1,599	63	1,265	50
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー		1,031	41	1,501	60
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー		—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー		—	—		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー				—	—
上記以外のエクスポージャー		4,207	168	4,527	181

(単位:百万円)

項 目		2023年度		2024年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
	証券化	STC要件提供分	—	—	—
		非STC要件適用分	—		
		短期STC要件適用分		—	—
		不良債権証券化適用分		—	—
		STC・不良債権証券化適用対象外分		—	—
	再証券化	—	—	—	—
	③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	27,410	1,096	7,806	312
	ルック・スルー方式	27,410	1,096	7,806	312
	マンドート方式	—	—	—	—
④未決済取引	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
	⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	0	0	—	—
	⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
	⑧オフ・バランス項目	2,160	86	—	—
	ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	7,316	292	6,787	271
	BI			4,525	
	BIC			543	
	ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	138,245	5,529	156,602	6,264

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。
8. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクは「当金庫が管理すべき最重要のリスクである」との認識のもと、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定と信用格付制度を導入し、モンテカルロシミュレーションを活用して、信用リスクの計量化を図っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、「リスク管理委員会」で協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当規程」等に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞エク スポー ジャー	延滞エク スポー ジャー
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
国 内	268,417	282,739	168,836	179,731	34,641	30,640	－	－	203	3,299
国 外	40,674	19,387	－	－	19,885	19,387	－	－	－	－
そ の 他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地 域 別 合 計	309,092	302,127	168,836	179,731	54,527	50,027	－	－	203	3,299
製 造 業	9,577	11,711	7,256	7,120	－	－	－	－	97	693
農 業 、 林 業	253	234	253	234	－	－	－	－	－	－
漁 業	345	488	345	488	－	－	－	－	－	－
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	170	128	170	128	－	－	－	－	－	－
建 設 業	16,497	17,767	16,497	17,767	－	－	－	－	2	859
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	957	556	577	556	300	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	1,056	788	876	775	－	－	－	－	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	2,671	2,432	2,267	2,250	163	82	－	－	4	438
卸 売 業 、 小 売 業	13,326	13,307	12,515	12,298	－	－	－	－	34	35
金 融 業 、 保 険 業	55,759	76,402	9,213	9,774	21,459	21,234	－	－	－	－
不 動 産 業	50,951	50,033	29,955	34,134	2,257	2,119	－	－	13	158
物 品 賃 貸 業	366	338	364	336	－	－	－	－	－	－
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サービス 業	365	495	365	495	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	1,072	1,051	1,072	1,051	－	－	－	－	－	－
飲 食 業	3,800	3,915	3,800	3,915	－	－	－	－	4	203
生活関連サービス業、 娯 楽 業	4,637	4,376	4,637	4,376	－	－	－	－	－	206
教育、学習支援業	530	471	530	471	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	3,980	3,842	3,980	3,842	－	－	－	－	－	150
その他のサービス	9,269	9,892	9,177	9,780	－	－	－	－	－	52
国・地方公共団体等	38,334	33,494	7,987	6,903	30,346	26,591	－	－	－	－
個 人	56,991	63,029	56,991	63,029	－	－	－	－	47	501
そ の 他	38,176	7,367	－	－	－	－	－	－	－	－
業 種 別 合 計	309,092	302,127	168,836	179,731	54,527	50,027	－	－	203	3,299
1 年 以 下	18,042	39,284	14,231	14,139	108	2,374	－	－		
1 年 超 3 年 以 下	13,877	18,379	10,365	13,677	3,007	1,202	－	－		
3 年 超 5 年 以 下	24,145	21,995	6,738	7,102	3,207	2,953	－	－		
5 年 超 7 年 以 下	14,798	13,648	13,522	12,048	1,275	1,599	－	－		
7 年 超 10 年 以 下	31,620	27,435	20,842	20,707	7,878	3,807	－	－		
10 年 超	144,124	151,407	102,873	110,616	39,050	38,091	－	－		
期間の定めのないもの	62,482	29,976	263	1,439	－	－	－	－		
残 存 期 間 別 合 計	309,092	302,127	168,836	179,731	54,527	50,027	－	－		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 「業種別」区分の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および各種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には特別目的会社（SPC）発行の債券、投資信託構成物が含まれます。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っておりますが、外国証券等の保有があることから「地域別」の区分は「国内」、「国外」及び区分が困難な投資信託を「その他」として区分し表示しております。
7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
8. 2023年度はリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーが含まれております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、51ページに記載しております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製 造 業	96	112	112	130	－	－	96	112	112	130	－	－
農 業 、 林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業・採石業、 砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	543	547	547	650	20	－	523	547	547	650	－	－
電 気 ・ ガ ス ・ 熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業・郵便業	1	3	3	2	－	－	1	3	3	2	－	－
卸売業・小売業	81	52	52	55	24	－	59	52	52	55	－	－
金融業・保険業	－	4	4	4	－	－	－	4	4	4	－	－
不 動 産 業	21	20	20	15	5	－	15	20	20	15	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究・専門・ 技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	48	45	45	－	－	－	48	45	45	－	－	－
飲 食 業	40	54	54	68	－	－	40	54	54	68	－	－
生活関連サービス業、 娯 楽 業	153	137	137	171	－	－	153	137	137	171	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	98	15	15	17	86	－	12	15	15	17	－	－
その他のサービス	165	17	17	35	138	－	26	17	17	35	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	75	65	65	123	29	－	45	65	65	123	－	－
そ の 他	5	5	－	－	－	－	－	－	5	5	－	－
合 計	1,332	1,081	1,076	1,275	305	－	1,021	1,076	1,081	1,280	－	－

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が採用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

項 目	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2024年度					
現金	2,206		2,206			0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	19,850		19,850			0
外国の中央政府及び中央銀行向け						
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け	32,596		32,596			0
外国の中央政府等以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け	2,219		2,219		221	10
地方三公社向け	22		22		4	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	54,503		54,503		14,262	26
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,100		3,100		830	27
カバード・ボンド向け						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	24,730	4,952	22,831	2,093	21,565	87
特定貸付債権向け						
中堅中小企業等向け及び個人向け	29,540	33,648	27,018	2,594	20,778	70
トランザクター向け		22,386		1,205	487	40
不動産関連向け	80,249		79,368		54,378	69
自己居住用不動産等向け	50,676		50,175		28,763	57
賃貸用不動産向け	21,929		21,623		17,798	82
事業用不動産関連向け	7,643		7,568		7,817	103
その他不動産関連向け						
ADC向け						
劣後債権及びその他資本性証券等						
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,257	36	1,250	22	1,765	139
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	552		551		537	97
取立未済手形	21		21		4	20
信用保証協会等による保証付	20,813	460	20,813	46	1,269	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
株式等	19,925		19,925		19,925	100
合計					134,714	

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2.「CCF」とはオフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

項 目	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	
	2024年度																
現金	2,206																
我が国の中央政府及び中央銀行向け	19,850																
外国の中央政府及び中央銀行向け																	
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け	32,596																
外国の中央政府等以外の公共部門向け																	
国際開発銀行向け																	
地方公共団体金融機構向け																	
我が国の政府関係機関向け		2,219															
地方三公社向け				22													
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				32,897		15,600							6,006				
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				800		2,300											
カバード・ボンド向け																	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)													400				
特定貸付債権向け																	
中堅中小企業等向け及び個人向け													1,205				
トランザクター向け													1,205				
不動産関連向け								21,380							10,940		
自己居住用不動産等向け								21,380									
賃貸用不動産向け															10,940		
事業用不動産関連向け																	
その他不動産関連向け																	
A D C向け																	
劣後債権及びその他資本性証券等																	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)													134				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																	
取立未済手形				21													
信用保証協会等による保証付	8,162	12,697															
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																	
株式等																	
合計	62,815	14,917		32,940		15,600		21,380					1,205	6,541		10,940	

(単位:百万円)

項 目	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	2024年度																
現金																2,206	
我が国の中央政府及び中央銀行向け																19,850	
外国の中央政府及び中央銀行向け																	
国際決済銀行等向け																	
我が国の地方公共団体向け																32,596	
外国の中央政府等以外の公共部門向け																	
国際開発銀行向け																	
地方公共団体金融機構向け																	
我が国の政府関係機関向け																2,219	
地方三公社向け																22	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																54,503	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																3,100	
カバード・ボンド向け																	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)				21,021			3,503									24,925	
特定貸付債権向け																	
中堅中小企業等向け及び個人向け		27,872					534									29,612	
トランザクター向け																1,205	
不動産関連向け	494	28,795			1,669		10,648	5,348				92				79,368	
自己居住用不動産等向け		28,795														50,175	
賃貸用不動産向け							10,648					35				21,623	
事業用不動産関連向け	494				1,669			5,348				57				7,568	
その他不動産関連向け																	
A D C向け																	
劣後債権及びその他資本性証券等																	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)							13					1,125				1,273	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							551									551	
取立未済手形																21	
信用保証協会等による保証付																20,859	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																	
株式等		0											19,925			19,925	
合計	494	56,668		21,021	1,669		4,603	10,648	5,348			1,217	19,925			287,936	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	－	66,246
10%	－	14,144
20%	23,782	43,896
35%	－	48,602
50%	920	2,497
75%	－	40,671
100%	－	66,262
150%	－	1,271
200%	－	－
250%	－	794
1,250%	－	－
オフ・バランス	－	－
合 計	309,092	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	150,261	2,965	10	150,216
40%～70%	18,671	20,364	10	19,482
75%	55,164	10,753	14	53,845
80%	－	－	－	－
85%	20,413	4,189	43	21,011
90%～100%	6,673	819	41	6,243
105%～130%	16,160	－	－	15,996
150%	1,221	3	10	1,214
250%	19,925	－	－	19,925
400%	－	－	－	－
1,250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	288,491	39,097	15	287,936

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2.「CCFの加重平均値(%)」とはCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとしております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,247	2,420	25,065	24,291	－	－

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引に関しては、この取引が市場動向により大きく変動するものであり取引には特段の配慮をしつつ慎重に取組み、当金庫の資産及び負債の金利等変動リスクをヘッジすること及び収益の安定化の確保に貢献することを方針として取組むこととしております。

また、年度ごとに取引運用限度枠を理事会の承認のもと設定し、厳格な管理を行うこととしております。

有価証券関連取引においては、その投資する商品において派生商品取引を行う目的等を把握した上で投資を決定するとともに、投資後もその状況を把握管理することとしております。

●該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏づけに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものであります。

当該有価証券投資等にかかるリスクの認識については、市場動向、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じ役員への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、「余資運用方針」、「有価証券運用方針」等の内部基準に則るとともに投資対象を信用力を有するものなど厳選して、過度に投資することなく適切な運用並びに管理を行っております。

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

該当ありません。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

該当ありません。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、株式関連投資信託、その他投資事業組合等への出資金が該当します。そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて「リスク管理委員会」に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けておりポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「有価証券関係規定」や投資のために定めた内規に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、政策投資株式、その他投資事業組合への出資金に関しても、当金庫が定める「有価証券関係規定」に、基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の保有目的による区分及び会計処理基準」並びに日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適正な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	4,457	4,457	6,096	6,096
非 上 場 株 式 等	1,337	－	1,334	－
合 計	5,795	4,457	7,431	6,096

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

項 目	2023年度	2024年度
売 却 益	1,110	805
売 却 損	190	644
償 却	－	－

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	247	△ 211

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

項 目	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	50,113	16,283
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	－	－

金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

(1)リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当金庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としております。金利リスクとは「市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」をいいます。金利リスクは、当金庫の全ての金利感応資産・負債を対象として管理しております。

(2)リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

ΔEVE(注)、VaR 及びストレステストの実施等により、リスク量及び資本への影響等を計測しています。また、リスク量が一定の水準に達した場合のアクションプランを定め、リスク量の削減のための具体策をリスク管理委員会及び常勤理事会で決定し、実行する態勢としております。

(3)金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては四半期毎に、有価証券の評価損益については日次で計測しています。

(4)ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却すること等により、リスク量を削減する方針としています。

(注)IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

ロ. 金利リスクの算定手法の概要

(1)開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	ともに想定していません。
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
スプレッドに関する前提	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	計測値が当金庫の経営に与える影響を踏まえ、リスクテイクに見合った運用態勢・リスク管理態勢の整備・高度化を進めております。

(2)信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

統合リスク管理において、VaRで計測されるリスク量が配賦資本の範囲内に収まっているかモニタリングしております。また、その他としてBPV等を用い、一定の金利ショック幅が自己資本に与える影響等もモニタリングしており、その結果について、リスク管理委員会及び常勤理事会に報告しております。

(単位:百万円)

IRRBB 1:金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,284	6,203	97	320
2	下方パラレルシフト	0	0	△ 36	11
3	スティープ化	5,605	6,411		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,605	6,411	97	320
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		13,709		12,396	
8	自己資本の額				

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

開示項目一覧索引

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成していますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1)事業の組織	29
(2)理事・監事の氏名及び役職名	29
(3)会計監査人の氏名又は名称	29
(4)事務所の名称及び所在地	35
2. 金庫の主要な事業の内容	30
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1)直近の事業年度における事業の概況	4
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	46
①経常収益	
②経常利益又は経常損失	
③当期純利益又は当期純損失	
④出資総額及び出資総口数	
⑤純資産額	
⑥総資産額	
⑦預金積金残高	
⑧貸出金残高	
⑨有価証券残高	
⑩単体自己資本比率	
⑪出資に対する配当金	
⑫職員数	

(3)直近の2事業年度における事業の状況

①主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益、業務粗利益率及び業務純益	46
イ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	46
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	46
エ. 受取利息及び支払利息の増減	47
オ. 総資産経常利益率	47
カ. 総資産当期純利益率	47
②預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	47
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	47
③貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付及び当座貸越、割引手形の平均残高	47
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	47
ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	48
エ. 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	48
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	48
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	48

④有価証券に関する指標

ア. 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及び貸付商品債券の区分)の平均残高	49
イ. 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、投資信託並びに貸付有価証券の区分)の残存期間別の残高	49
ウ. 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券、投資信託並びに貸付有価証券の区分)の平均残高	49
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	49
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1)リスク管理の体制	23
(2)法令遵守の体制	24
(3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	16
(4)金融ADR制度への対応	26
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1)貸借対照表、損益計算書及び余剰金処分計算書又は損失金処理計算書	39～45
(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	52
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
②延滞債権に該当する貸出金	
③三月以上延滞債権に該当する貸出金	
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
⑤正常債権	
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権について	52
①信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権額	
②信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権保全状況	
(3)自己資本(基本的項目にかかる細目を含む。)の充実の状況	53
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	49～50
①有価証券	
②金銭の信託	
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)	
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	51
(6)貸出金償却の額	51
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	51

信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項についての開示については以下のページに掲載しています。

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要	53
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	54～55
3. 信用リスクに関する事項	56～61
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	61
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	62
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	62
7. オペレーショナル・リスクに関する事項	55
8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	63
9. 金利リスクに関する事項	64

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項	53
2. 自己資本の充実度に関する事項	54～55
3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)	56～61
4. 信用リスク削減手法に関する事項	61
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	62
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	62
7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	63
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	63
9. 金利リスクに関する事項	64